

## 1. 学術的な活動

### 1) 学術集会のあゆみ

#### ①第1回研究大会（1993年11月27日）

前年に行われた設立総会（名古屋）で世話人代表として選出された堀内久美子氏（愛知教育大学）が実行委員長となり、横浜国立大学教育学部附属養護学校を会場として、記念すべき第1回研究大会が開催された。

午前中はシンポジウム、午後は一般発表であった。総会では、第39回日本学校保健学会の学会長を務められ、設立総会の会場を提供してくださった安藤志ま先生の挨拶があった。議事では全国養護教諭教育研究会通信の名称を「ハーモニー」に決定した。参加者は全会員（1993.11.15現在113名）の半数以上となり、養護教諭の教育について養成担当者と養護教諭が一堂に介して議論する場の幕明けとなった。抄録集は東京在住で横浜に近いことから小林冽子氏（千葉大学）が担当し、手作りで作成してくださった。

#### ②第2回研究大会（1994年11月27日）

石原昌江実行委員長（岡山大学）のもと、ホテルアヴィーナ大阪なにわ会館で開催された。午前中はシンポジウム、午後は一般発表9題のうち2題が高校と中学校の現職養護教諭による発表であった。第1回同様、実行委員長にとっては他県となる会場での開催であった。

#### ③第3回研究大会（1995年11月27日）

小林冽子実行委員長（千葉大学）のもと、千葉大学大学院自然科学研究科大会議室にて開催された。この年の日本学校保健学会は土・日であったため、その翌日の月曜日開催となったが、午前中は初のパネルディスカッションが行われた。現職養護教諭の参加も増え、養成教育から現職教育へと養護教諭教育全体に話題が広がっていった時である。第4回総会において、推薦委員（小笠原紀代子理事、天野敦子会員、後藤ひとみ会員、山崎隆恵会員）を選出した。

#### ④第4回研究大会（1996年11月25日）

盛昭子実行委員長（弘前大学）のもと、奥羽大学中央棟6階講義室にて開催された。第3回研究大会と同様、日本学校保健学会の翌日開催となった。本研究会の養護教諭の複数配置に関する研究班により「養護教諭の複数配置に関する研究」が発表された。これは、研究会活動における研究事業の初の発表に位置づく。研究会が研究大会を開催して研究発表の場を設定するばかりでなく、研究をその中心的事業のひとつにした現れである。

#### ⑤第5回研究大会（1997年11月8日）

天野敦子（愛知教育大学）実行委員長のもと、愛知教育大学大学会館にて開催された。全国養護教諭教育研究会が日本養護教諭教育学会に名称を変えての初の研究大会であった。本研究大会より、日本学校保健学会の開催日とは別日程で開催となった。1993年に全国に先駆けて愛知教育大学に養護教育専攻の大学院が設置され、1997年4月には茨城大学と岡山大学にも設置されたことを受けて、パネルディスカッションは養護教諭の研究能力がテーマとなった。

## ⑥第6回学術集会（1998年10月24日～25日）

大谷尚子実行委員長（茨城大学）のもと、茨城大学にて開催された。この集会から学術集会と呼称するようになった。茨城大学は小倉学氏が教鞭をとっていた大学であったことから、メインテーマは氏の退官時のメッセージから取ったものであった。本学術集会は、初めて2日間にわたって開催され、懇親会が開かれた。また、ワークショップが組まれたのも初めてであった。第7回総会において、推薦委員（堀内久美子理事長、外山恵子会員、中川優子会員、松嶋紀子会員）を選出した。

## ⑦第7回学術集会（1999年9月5日）

中桐佐智子実行委員長（吉備国際大学）のもと、岡山国際交流センターにて開催された。メインテーマは「養護教諭とカウンセリング」で、2年前に出された保健体育審議会答申で述べられていたカウンセリングの知識と技術に注目したものであった。「学校カウンセリングと養護教諭」をテーマとして、本会では初めての特別講演が組まれた。

## ⑧第8回学術集会（2000年9月9日）

松嶋紀子実行委員長（大阪教育大学）のもと、ホテルアヴィーナ大阪にて開催された。初めての基調講演が組まれ、本会理事長の堀内久美子氏が講演した。一般発表がほとんどは養成大学と現職養護教諭の共同研究であるものの、現職養護教諭の発表が増加してきた。

## ⑨第9回学術集会（2001年10月6日～7日）

竹田由美子実行委員長（神奈川県立衛生短期大学）のもと、湘南国際村センターにて開催された。この回から学術集会の2日間日程が定着した。葉山を会場として、参加者の宿泊所と学会会場とが一体となる設定であった。後に、一般発表のうちの3編が学会誌に論文として投稿・掲載されるなど、学会発表と学会誌とのつながりが徐々に深まってきた。第10回総会において、推薦委員（下村淳子理事、曾根睦子会員、中村朋子会員、藤井寿美子会員）を選出した。

## ⑩第10回学術集会（2002年10月5日～6日）

小林壽子実行委員長（鈴鹿国際大学短期大学）のもと、鈴鹿国際大学短期大学部にて開催された。

第10回という節目であること、養護教諭の職制60年を経たことをふまえて、メインテーマは「職制60年を経た今、日本の養護教諭の固有性を追究する」とされた。シンポジウムでは世界の状況から養護教諭を考えるという視点が示された。「養護教諭の英訳ワーキング」による経過報告が行われ、ワークショップでは学校現場で話題になっていた「医療的ケア」が取り上げられた。

## ⑪第11回学術集会（2003年10月11日～12日）

中安紀美子実行委員長（徳島大学）のもと、徳島大学共通講義棟にて開催された。

学会ワーキンググループの『Yoga Teacher の英語説明文』の検討報告が行われた。これは2年間にわたって行われた検討の報告であった。一般発表は32題に増加し、うち現職養護教諭単独での発表が7題であった。

## ⑫第12回学術集会（2004年10月9日～10日）

松本敬子実行委員長（九州看護福祉大学）のもと、事務局を熊本大学の松田芳子研究室において、くまもと県民交流館パレアにて開催した。抄録集は初めて多色刷りとなり、肥後六花が表紙を飾った。

特別講演が2題あり、そのうち1題は潮谷義子熊本県知事によるものであった。また、シンポジストとして熊本日日新聞社編集局文化生活部の方が登壇するなど、異分野から養護教諭という職への示唆をいただいた。第13回総会において、推薦委員（淺利恵子会員、岡本陽子会員、奥村陽子会員、斎藤ふくみ会員）を選出した。

## ⑬第13回学術集会（2005年10月8日～9日）

鎌田尚子学会長（女子栄養大学）のもと、女子栄養大学坂戸校舎にて開催された。

この回より実行委員長の名称を学会長に変更した。合わせて、初めて学会長による基調講演が行われた。学会活動として「養護教諭の専門領域に関する用語の検討プロジェクト（中間報告）」があった。また、2題のみであったがポスター発表が初めて行われ、会場の壁に貼られたポスターの前にたくさん的人が集まって熱心な意見交換が行われた。この時から総会表記を実施年度にした。

## ⑭第14回学術集会（2006年10月8日～9日）

後藤ひとみ学会長（愛知教育大学）のもと、名古屋国際会議場にて開催された。

国際会議が開かれる大きな会場を使って養護教諭のことを発信したいという学会長の思いから会場費を心配しつつもあえて国際会議場を使用して開催された。学会カラーはブルー（知性・鎮静効果・集中力）とし、学会長基調講演テーマは「養護教諭の実践を支える学問と養護教育学」であった。

＜北翔大学学生が団体で参加＞



特別講演は一般市民にも公開され、参加者用の託児所（無料）が初めて設けられた。「養護教諭の専門領域に関する用語の検討プロジェクト（最終報告）」があった。また、ランチョンセミナーが初めて開催され、地元でも有名な仕出し屋さんのお弁当が大変好評であった。毎年、遠方であっても参加している北翔大学の学生たちが団体で本格的に学会参加したときもある。

## ⑮第15回学術集会（2007年10月6日～7日）

津村直子学会長（北海道教育大学）のもと、北翔大学北方圏学術情報センターにて開催された。

特別講演に加え、本学術集会で初めて教育講演が行われた。また、本学術集会では、初の試みとしてプレcontresが開催された。理事会主催の「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集〈第一版〉に関する意見交換」、有志による「養護教諭をめぐる現代的課題」の2題であった。一般演題の発表者には、現職養護教諭の他、学生、院生の発表者が目立った。2007年度総会において、初の選挙管理委員（北海道・東北ブロック：吉田瑠美子会員・小林央美会員、関東ブロック：岡田加奈子会員・平川俊功会員）を選出した。

## ⑯第16回学術集会（2008年10月18日～19日）

高橋香代学会長（岡山大学）のもと、岡山大学創立五十周年記念館にて開催された。

メインテーマは「養護実践における理論構築ー『からだをみる』を科学するー」であり、学会長基調講演が同タイトルで行われた。一般演題のテーマは、ケアリング、モンスター・ペアント、特別支援、職業倫理、発達障害等がみられ、養護教諭を取り巻く現代的課題が散見された。発表者には、現職養護教諭の他、学生、院生の発表者、看護系大学の養成担当者が多くみられた。

#### ⑯第17回学術集会（2009年10月10日～11日）

面澤和子学会長（弘前大学）のもと、弘前大学文京町キャンパス（総合教育棟）にて開催された。

シンポジウムに加え、ミニシンポジウムが2題、テーブルセッションが2題開催された。ミニシンポジウム1では、「思いを語る—養護教諭養成のこれまでとこれからー」が行われ、学会設立の背景となる歴史を振り返ることができた。ミニシンポジウム2「虐待をめぐる最近の動向—養護教諭としてどう関わるかー」の様子は地元の新聞にも掲載された。

〈東奥日報の記事〉



#### ⑰第18回学術集会（2010年10月9日～10日）

楠本久美子学会長（四天王寺大学）のもと、大阪府教育会館たかつガーデンにて開催された。

メインテーマは、今日的な課題である養成教育に着目したものであった。特別講演は仏教系の大学らしい講師と内容であった。この回から、「投稿奨励研究」を一般発表の中から選定することになった。2010年度総会において、選挙管理委員（中部ブロック：神戸美絵子会員・真野初美会員、近畿ブロック：高井聰美会員・平松和枝会員）を選出した。

#### ⑱第19回学術集会（2011年10月8日～9日）

三木とみ子学会長（女子栄養大学）のもと、女子栄養大学坂戸キャンパスにて開催された。

3月11日に東日本大震災が起きたことを受け、プレコングレスでは「災害時に保健室、養護教諭はどういう役割を果たせるか」をテーマに開催したところ、多数の会員・会員外の方々が参加した。また、学会長講演、リレー意見発表、協議ディスカッションの三部構成によるリレーシンポジウムが行われ、計10名が登壇した。

なお、プレコングレスでは貴重な体験や意見が出されたことから、この内容は学会誌第15巻第2号に掲載された。

#### ⑲第20回学術集会（2012年10月6日～7日）

林典子学会長（東海学園大学）のもと、愛知県産業労働センター「ウインクあいち」にて開催された。

本学術集会は学会設立20周年記念集会も同時開催した。現職養護教諭の参加を高める意図から、東海地区の研究会の活動パネルの展示を行った。また、一般発表の演題申込に際して、初めて領域区分を示して選択してもらい、その領域区分ごとに発表会場を構成した。

学会設立20周年記念集会については前節の「V-2」に掲載したとおりである。

表2 学術集会の一覧

※第1回～第12回までは実行委員長、第13回より学会長

名称	開催日	会場	実行委員長※学会長	メインテーマ	学術集会の内容・企画	メインシンポジウム等のテーマ	学会共同研究・助成金研究等の演題数	口演発表数(含共同研究・助成金研究)	ポスター発表数
全国養護教諭教育研究大会	第1回 1993.11.27	横浜国立大学 教育学部 附属養護学校	堀内久美子 (愛知教育大学)	—	シンポジウム/研究発表/ 総会	養護実習についてー学生の力量形成にむけてー	—	7	—
	第2回 1994.11.27	アヴィーナ大阪 なにわ会館	石原昌江 (岡山大学)	—	シンポジウム/研究発表/ 総会	養護実習	1	9	—
	第3回 1995.11.27	千葉大学 西千葉キャンパス	小林利子 (千葉大学)	—	パネルディスカッション/ 研究発表/総会	力量形成にむけてー養護実習の目標はどうなうにたてられているか	1	5	—
	第4回 1996.11.25	奥羽大学 中央棟	盛 昭子 (弘前大学)	—	パネルディスカッション/ 研究発表/総会	今求められている養護教諭の力量とはー時代の要請に応えうる養護教諭の育成のためにー	2	4	—
日本養護教諭研究会	第5回 1997.11.8	愛知教育大学 大学会館	天野敦子 (愛知教育大学)	—	パネルディスカッション/ 研究発表/総会	養護教諭の研究能力とはーよりよい養護活動をめざしてー	1	4	—
日本養護教諭教育学会学術集会	第6回 1998.10.24 ～25	茨城大学	大谷尚子 (茨城大学)	「子ども達へのふだんの対応を大切にした養護教諭」として育つ／育てる	シンポジウム/ワーク ショップ1・2/自由研究発表/課題研究発表/総会	「子ども達へのふだんの対応を大切にした養護教諭」として育つ／育てる	2	10	—
	第7回 1999.9.5	岡山国際交流センター	中桐佐智子 (吉備国際大学)	養護教諭とカウンセリング	シンポジウム/特別講演/ 一般演題/学会共同研究/ 総会	養護教諭の行う健康相談	6	18	—
	第8回 2000.9.9	アヴィーナ大阪	松嶋紀子 (大阪教育大学)	21世紀の養護教諭像を求めて	基調講演/特別講演/シン ポジウム/一般演題/学会 共同研究/総会	養護学の確立をめざして	2	16	—
	第9回 2001.10.6 ～7	湘南国際村センター	竹田由美子 (神奈川県立衛生短期大学)	21世紀の養護活動と求められる能力	シンポジウム/特別講演/ 一般演題/学会共同研究/ 総会/懇親会	21世紀の学校教育に果たす養護教諭の役割ー今、あらためて養護教諭の固有性を探るー	2	12	—
	第10回 2002.10.5 ～6	鈴鹿国際大学 短期大学部	小林壽子 (鈴鹿国際大学 短期大学部)	職制60年を経た今、日本の養護教諭の固有性を追究する	シンポジウム/特別講演/ ワークショップ/英訳ワーキング報告/一般口演/学会 共同研究/総会/懇親会	職制60年を経た今、日本の養護教諭の固有性を追究する	1	25	—
	第11回 2003.10.11 ～12	徳島大学	中安紀美子 (徳島大学)	子どもの発達支援の立場から養護教諭の教育実践を考える	基調講演/特別講演/シン ポジウム/英語説明文の検討報告/一般演題/学会共同研究/ワークショップ1～3/総会/懇親会	子どもの発達支援と養護教諭の役割	1	32	—
	第12回 2004.10.9 ～10	くまもと県民交流館パレア	松本敬子 (九州看護福祉大学)	専門性を追究し発信する養護教諭を目指して	シンポジウム/特別講演 I・II/一般演題/学会共同研究/総会/懇親会	養護教諭の専門性の新たな追究と発信	1	20	—
	第13回 2006.10.8 ～9	女子栄養大学 坂戸校舎	鎌田尚子 (女子栄養大学)	エビデンスに基づいた養護教諭の「職」を究め、養護学の確立を目指す	学会長講演/特別講演/シン ポジウム/用語の検討プロジェクト(中間報告)/一般口演・ポスター/学会 共同研究/総会/懇親会	科学的な根拠に基づく養護実践とは何かーあなたの実践の養護学につなげるためにー	1	19	2
	第14回 2006.10.8 ～9	名古屋国際会議場	後藤ひとみ (愛知教育大学)	養護教育学の構築を目指し、養護教諭の実践を支える「理論」と「研究」を究める	基調講演/特別講演/シン ポジウム/用語の検討プロジェクト(最終報告)/ ワークショップ1～3/一般口演・ポスター/ランチョンセミナー/総会/懇親会	養護教諭の実践を支える「理論」と研究を究めるー健康教育にみる専門性の検証ー	1	20	5
	第15回 2007.10.6 ～7	北翔大学 北方圏学術情報センター	津村直子 (北海道教育大学)	養護教諭が養護教諭であるために	シンポジウム/教育講演/ 特別講演/ワークショップ1～3/一般演題・ポスター/ランチョンセミナー/総会/懇親会/フレコレングレス	「養護教諭であること」の探究ー専門性を生かすという視点から養護教諭のこれからを問うー	2	23	12
	第16回 1008.10.18 ～19	岡山大学	高橋香代 (岡山大学)	養護実践における理論構築ー「からだを見る」を科学するー	基調講演/特別講演/シン ポジウムI・II/口演・ポスター/ワークショップ1～3/ランチョンセミナー/総会/懇親会/フレコレングレス	I. 養護教諭がからだを見る視点 II. 養護教諭がコーディネート力を育てるには	2	34	9
	第17回 2009.10.10 ～11	弘前大学	面澤和子 (弘前大学)	養護教諭の実践を問い合わせー教育改革の中でー	基調講演/教育講演/特別 講演/シンポジウム/ミニ シンポジウム1・2/テーブルセッション1・2/学会活動委員会報告/口演・ポスター/ランチョンセミナー/総会/懇親会/フレコレングレス	養護教諭の実践をぶりかえってー見えてくるものー	—	30	19

日本養護教諭教育学会学術集会	第18回	2010.10.9～10	大阪府教育会館 たかつガーデン	楠本久美子 (四天王寺大学)	今、改めて養護教諭の教育を問う	基調講演/教育講演/特別講演/シンポジウム/ミニシンポジウム/口演・口演・口演説/ワークショップ1・2/ランチョンセミナー/総会/懇親会/ブレッキングレス	今、求められる養護教諭の教育	2	30	16
	第19回	2011.10.8～9	女子栄養大学 坂戸キャンパス	三木とみ子 (女子栄養大学)	今こそ『養護学』に立脚した養護教諭の職の発展を一実践を軸に養成カリキュラムを問う	リレーショーンボジウム(学長講演・リレー意見発表・協議ディスカッション)/特別講演(一般口演・ポスター/ワークショップ1～7/学会活動報告/ランチョンセミナー/全国学生ランチョン交流/総会/ブレッキングレス	養護教諭の質をどう担保するかー「養成」「採用時」「現職研修」でどのように担保するか、学会への期待、学会の果たすべき役割とはー	2	23	18
	第20回 (20周年記念集会)	2012.10.6～7	愛知県 産業労働センター (ウインクあいち)	林 典子 (東海学園大学)	職制70年を経た今、子どもの健やかな成長を支える養護教諭の“力量”を究める	基調講演/特別講演/シンポジウム/ミニシンポジウム/口演・ポスター/ワークショップ1～4/ランチョンセミナー1・2/総会/20周年記念式典/常設展示/20周年祝賀会・懇親会	養護教諭の資質向上・力量形成のため今すべきこと	2	26	17

(斎藤ふくみ)

## 2) 学会誌のあゆみ

### ①第1巻第1号(1998年3月)の発刊

1996年11月に開催された第4回研究大会(奥羽大学)での第5回総会で、研究会から学会への名称変更に合わせて研究誌を発行することが承認された。刊行にむけて、1997年9月発行の会報ハーモニー紙上で、編集担当の中桐佐智子世話人から投稿論文募集を行った。投稿規定(案)は1997年11月の第6回総会で承認され、同日施行された。

中桐世話人を初代編集委員長として7名の世話人全員による編集委員会が構成され、1997年度末に第1巻第1号(創刊号)を発刊した。創刊号では、堀内久美子理事長が巻頭言を執筆、関連学会である日本学校保健学会の高石昌弘理事長、日本教師教育学会の中野光学会長からご寄稿いただいた。特集の一部として掲載した4本の論文は学会共同研究として行ってきた養護実習に関する研究を論文化したものであった。

### ②第2巻第1号から第8巻第1号まで

第2巻第1号からは編集委員が10名に増員となり、また第3巻第1号からは編集委員長が盛昭子理事に交代した。掲載論文のうち、「養護教諭の研究能力について」「養護教諭の複数配置に関する研究」「相談にかかる養護教諭の力量形成」「健康教育に必要な養護教諭の能力について」「日々の対応からみた『養護』に関する研究」「免許法改正に伴うカリキュラムの研究」など、学会共同研究として行われた研究成果が多数掲載された。このうち前4つは参加者公募の共同研究、後2つは申請による研究であった。また第5巻から第7巻には本学会の杉浦守邦名誉会員による養護教諭の歴史に関する論説が掲載された。

第6巻第1号からは後藤ひとみ理事が編集委員長となった。より学術的な学会誌を目指し、論文投稿への理解を深めてもらうため、学会誌卷末に投稿規定とは別に「投稿のしかた」の掲載を開始した。また学会誌の体裁の改善も企図し、本学会の英語表記として決議された“Journal of Japanese Association of Yoga Teachers Education(J of JAYTE)”の表紙への掲出、表紙の紙質の改善等も行った。

### ③第9巻第1号から現在まで

第9巻からは版型をA4判に変更し、表紙デザインも一新した。学会のシンボルカラーであるピンク色を基調に、養護教諭の「養護実践」「養成教育」「現職教育」の3つが重なり合う本学会のテーマを取り入れた現在のデザインはこの巻からのものである。合わせて著作権協会手続き、学会倫理綱領をふまえた追記等、投稿規定の見直し等も

進められた。

投稿論文の増加に対応し、第10巻第1号からは竹田由美子編集委員長、第13巻第1号からは現在の鈴木裕子編集委員長のもと編集委員会の体制の充実を図ったが、第13巻第1号では、特集も含めると掲載論文数16編、ページ数240ページとなり、体裁や送料の点でも課題が生じた。本誌の重量オーバーにより2008年に郵便事業株式会社より指定された「学術刊行物」としての発送ができないというジレンマもあり、懸案であった学会誌年2回発刊について具体的な検討に入ることとなった。

2年間の検討を経て体制を整え、第15巻からは年2回発刊が実現した。2号の性格を明確にし、9月発刊の第1号では特集企画を、3月発刊の第2号では学術集会報告を中心にすることにした。編集委員を増員し、2班体制での編集作業が軌道に乗るよう努力継続中である。

#### ④特集の変遷と編集にかかわる課題

当初、養護教諭の養成教育に偏していた特集も、現職教育や養護教諭の実践も取り上げてもらいたいとの会員の期待に応じながら、本学会の3つのテーマを視野に入れつつ、社会の動向にも対応した企画を組んできた。この流れから本学会の研究の深化を読み取ることができるが課題も残されている。

投稿論文は増加している一方で、本学会の目的に合致していないテーマや、養護教諭についての認識が不十分と思われるもの、推敲が不十分なままの投稿なども見られるようになった。また第20回学術集会より設定した一般発表の演題区分とも照合すると、本学会の基盤にかかわる養護教諭の原理や制度に関するテーマが少ない現状がみられる。今後、これらの状況分析をしながら、一層の充実した学会誌をめざして検討を進めていく必要がある。

表3 日本養護教諭教育学会誌特集および掲載論文の変遷

No.		特集テーマ・その他の企画	掲載論文数
第1巻第1号	1998年3月	卷頭言（堀内久美子理事長） 創刊に寄せて（高石昌弘・中野光） 特集「養護実習」 <ul style="list-style-type: none"><li>・全国養護教諭養成機関における養護実習評価の現状</li><li>・養護実習のあり方に関する研究（第1報）全国養護教諭養成機関における実習の目的・目標</li><li>・養護実習のあり方に関する研究（第2報）学生の実習直後の自己評価</li><li>・養護実習のあり方に関する研究（第3報）養護実習の目的および目標・評価に関する試案について</li></ul> 資料「日本養護教諭教育学会の歩み」 第5回研究大会報告	特集論文 4編 報告 2編 研究ノート 1編 資料 1編
第2巻第1号	1999年3月	特集「養護教諭養成教育の課題」 <ul style="list-style-type: none"><li>・養護教諭養成の現状</li><li>・教育職員免許法と養護教諭の養成教育</li><li>・養護教諭養成教育のカリキュラム構造に関する研究</li><li>・短期大学における養護教諭養成の課題</li></ul> 第6回学術集会報告	特集論文 4編 原著 1編 報告 6編
第3巻第1号	2000年3月	特集「養護教諭の研究能力」 <ul style="list-style-type: none"><li>・養護教諭の研究能力向上に向けて</li><li>・養護教諭に求められる研究能力</li></ul> 第7回学術集会報告	特集論文 2編 原著 5編 報告 6編 研究ノート 1編 実践報告 1編

第4巻第1号	2001年3月	特集「養護教諭の実践と研究」 ・「方向探索型」研究の在り方 ・養護学構築へのアプローチ ・現職養護教諭の立場で行う実践と研究 第8回学術集会報告	特集論文 3編 原著 1編 報告 8編 研究ノート 1編
第5巻第1号	2002年3月	特集「実践の問い合わせ—保健指導について—」 ・実践を問い合わせ視点としての共同 ・実践の問い合わせエイズ教育を通して— ・養護教諭養成の課題—カリキュラムの要となる養護実習— 第9回学術集会報告	特集論文 3編 特別寄稿 1編 原著 2編 報告 3編 実践報告 1編
第6巻第1号	2003年3月	特集「実践の問い合わせ—評価—」 ・保健師の保健活動の実践とその評価 ・小学校の実践から一次のステップへつなげよう— ・教育実践の評価—中学校での取り組み— ・高等学校での生徒対応をめぐってその評価を考える 第10回学術集会報告	特集論文 4編 論説 1編 原著 1編 研究報告 4編
第7巻第1号	2004年3月	特集「連携すること、コーディネートすること」 ・地域社会の中で子どもの問題に対処するための連携 とコーディネート ・小学校における養護教諭の連携 ・保健教育における養護教諭の連携活動 ・これから養護教諭に求められる連携のあり方 日本養護教諭教育学会の英語表記に関する検討の経緯について 第11回学術集会報告	特集論文 4編 論説 2編 研究報告 2編 調査報告 2編
第8巻第1号	2005年3月	特集「養護実践における科学性を問う」 ・“科学的”であることの必要性と限界 ・養護教諭の実践の科学性を考える ・養護教諭の研究を実践に生かすことの意義 ・養護教諭の実践における科学性 第12回学術集会報告	特集論文 4編 研究報告 6編 研究ノート 1編
第9巻第1号	2006年3月	特集「養護教諭教育プログラムの展望」 ・今後の教員養成・免許制度の在り方について ・養護教諭教育の考え方と養護教諭教育プログラムの進め方 ・専門職業人養成におけるコア・カリキュラム—日編教育大学協会全国養護部門の研究成果と今後の展望— ・自己教育力の向上をめざした養護教諭の実践 第13回学術集会報告	特集論文 4編 研究報告 7編 実践報告 1編 調査報告 1編
第10巻第1号	2007年3月	特集「養護教諭による実践研究の可能性」 ・養護教諭による実践研究の展望 ・学校経営の視点からとらえた養護教諭による実践研究への期待 ・現職養護教諭研修における実践研究の力量向上の方策 ・養護教諭として実践研究の力量向上に向けて 第14回学術集会報告	特集論文 4編 原著 1編 研究報告 4編 調査報告 1編
第11巻第1号	2008年3月	特集「これからの養護教諭の資質と役割」 ・子どもの現代的健康課題と養護教諭の役割そして活動への期待 ・養護教諭が今、求められる能力とこれから ・養護教諭の専門性をふんだんにした養護教諭養成の在り方と将来への展望 第15回学術集会報告	特集論文 3編 原著 1編 研究報告 4編 研究ノート 1編

第12巻第1号	2009年3月	特集「養護教諭の学士力とは ・養護教諭養成教育における学士力について ・学士課程教育の構築に向けて ・学士力と養護教諭養成教育 ・大学教育への期待～社会のニーズを見据えた養護教諭の役割と課題から～ 第16回学術集会報告	特集論文 4編 研究報告 5編 実践報告 1編 調査報告 2編 資料 1編
第13巻第1号	2010年3月	特集「養護教諭の自己教育力 ・知識基盤社会の学校と養護教諭の自己教育力 ・養護教諭の自己教育力について思うこと ・養護教諭の自己教育力と現職研修の意義 第17回学術集会報告	特集論文 3編 原著 4編 研究報告 6編 実践報告 1編 調査報告 1編 研究ノート 1編
第14巻第1号	2011年3月	特集「養護教諭の実践を記録する ・教育職員としての養護教諭の実践とその記録 ・養護教諭が実践記録を書くということ ・連携に生かせる保健室来室者の記録のあり方を考える 学会活動報告「養護教諭の倫理に関する規定の検討委員会報告」 第18回学術集会報告	特集論文 3編 原著 1編 研究報告 3編 実践報告 1編 調査報告 1編
第15巻第1号	2011年9月	特集「東日本大震災から考える子どもの健康と養護教諭の役割 ・養護教諭に知っていてほしい放射線の知識と考え方 ・東日本大震災を経験して(他3篇) ・座談会「東日本大震災を経験して考えたこと、見えてきたこと」	特集論文 5編 研究報告 2編 調査報告 2編
第15巻第2号	2012年3月	特集なし 第19回学術集会報告	原著 1編 研究報告 2編 調査報告 1編 研究ノート 1編
第16巻第1号	2012年9月	特集「養護教諭の資質能力向上の展望と課題」 ・教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について ・教職大学院での実践を通して ・養護教諭の資質能力向上の展望と課題—私立大学での養成を通して— ・養護教員10年経験者研修と教員免許状更新講習を受講して	特集論文 4編 原著 2編 実践報告 1編

(鈴木裕子)

### 3) 学会の英語表記に関する検討経緯

本会の英語表記「Japanese Association of Yogo Teacher Education (略称 : JAYTE)」の検討経緯については、学会誌第7巻第1号P.95～P.102に理事会による「日本養護教諭教育学会の英語表記に関する検討の経緯について」が掲載されている。その一部は「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集＜第一版＞」および「同＜第二版＞」にも掲載しているので、ここでは概要を紹介する。

学会名称の英語表記をどうするかは設立時よりの懸案事項であったが、第5回総会（1996年・郡山市）において全国養護教諭教育研究会から「日本養護教諭教育学会」へと名称変更したことを受けて、第6回総会（1997年・刈谷市）では規約改正を協議することになった。その中で、当時の理事会（理事長：堀内久美子）より“Japan Educational Society for School Nursing Teacher”という英語表記が提案されたが、議論の結果、再検討となった。

その後、国内外における学会発表が活発化し、国際化の動きもあって「養護教諭」を英訳する人が増えてきたが、その表現は各自に任せていた。学会では、1998年に学会誌を創刊したが、「養護教諭」の英訳が検討されていなかったことから、第II期の理事会（理事長：大谷尚子）で検討ワーキング（会員からの応募者と理事で構成。代表：鎌田尚子会員）を組織し、新たな検討作業に入った。種々の検討をふまえて、第11回総会（2002年・葉山町）で養護教諭の英訳名（Yogo teacher）が提案され承認された。このとき、Yogo teacherに関する英語説明文の作成が課せられ、第III期理事会（理事長：天野敦子）は第12回総会（2003年・徳島市）で下記のような日本語の説明文とともに英語説明文も提案し、日本養護教諭教育学会の英語表記を“Japanese Association of Yogo Teacher Education (JAYTE)”とすることを決定した。

#### —養護教諭の日本語説明文—

養護教諭とは、学校におけるすべての教育活動を通して、ヘルスプロモーションの理念に基づく健康教育と健康管理によって子どもの発育・発達の支援を行う特別な免許を持つ教育職員である。

#### —Yogo Teacherの英語説明文—

A “Yogo teacher” is a special licensed educator who supports children’s growth and development through health education and health services on the basis of principles of health promotion in all areas of educational activities in school.

これらを受けて、会則の一部を改正し、第1条を「本会は日本養護教諭教育学会（Japanese Association of Yogo Teacher Education : 略称 JAYTE）と称する。」とし、2003年10月12日より施行となった。これにより、学会誌の英語表記は“Journal of Japanese Association of Yogo Teacher Education”と表記することにした。

養護教諭という職が存在し、その役割の重要性が期待されている現在、養護教諭の名称を持つ唯一の全国組織として、養護教諭教育に関する研究とその発展を目的とする本学会には大きな役割があると考える。日本養護教諭教育学会が Japanese Association of Yogo Teacher Education という英語表記を有したことは、名実ともに学術的な学会へと発展する礎を得たと言える。養護教諭を取り巻く情勢が目まぐるしく変化する昨今、会員相互の意見交換・情報交換はますます重要となり、時には国際的な視野も求められるだろう。今後、養護教諭の英語表記の再検討をすべき時代がくるかもしれない。学会の責務としては、養護教諭の未来を見据え、常に研究を重ねて、養護教諭教育にかかわる人々自らが発信する表現、日本固有の「養護教諭」の専門性を間違いなく表す英語を検討し続けることではないだろうか。

(後藤ひとみ)

#### 4) 「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集」の発行

##### ①発行の経緯

近年、児童生徒の健康課題は多様化・複雑化しており、養護教諭への期待は一層高まっている。養護教諭の専門的能力の育成や力量の形成をテーマとした議論が活発化する中、大学院で学ぶ養護教諭が増え、日々の実践を論文にまとめて学会発表する人も増えてきた。しかしながら、養護教諭の専門領域で多く用いられている用語（専門用語・学術用語）の研究は十分ではなく、同じ言葉でありながら使い方や解釈、英語表記が異なる言葉がみられるなど、専門的な用語に関する共通理解には課題がある。

そこで、養護教諭の資質や力量の形成及び向上に寄与することをねらいとしている本学会は、学術団体としての社会的使命を果たすべく、2004年度～2006年度の学会事業として「養護教諭の専門領域に関する用語の検討プロジェクト」を設置し、養護教諭の専門領域で多用されている30語を抽出して、その定義づけ、解説、英語表記などを検討し、「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集＜第一版＞」（2007年3月26日発行）を刊行した。

第一版の「刊行のことば」には、『今回のプロジェクトによってもたらされた解説集の発行は、本会はもちろんのこと、養護教諭の歴史においても初めての事業であり、養護教諭の専門領域に関する用語の研究は端を発したばかりと言えます。共通言語の共有にむけて始動し、第一段階の用語解釈と英語表記についてまとめたことは大きな成果ですが、当然のことながら、本解説集の内容は今後も検討を重ねていくべきであり、時代の変化に即応して改訂されるべきであると考えます。皆様からのご意見をいただいて、第二版、第三版と深められていくものと考えます。』とある。

この言葉をふまえて、解説集＜第一版＞を学会HPで公開し、第15回学術集会（札幌市・2007年）からは理事会主催のプレコンgresを開催して意見集約を行い、2008年度以降は学会活動委員会の常設テーマに位置づけて取り組んできた。

その後、2008年1月の中央教育審議会答申の提言、2008年6月の学校保健安全法公布などによって用語の表記や解説に新たな内容を盛り込む必要が生じ、2010年4月に実施した会員対象調査においては改訂に関する意見をえることができた。そこで、2010年10月の総会の承認を得て学会活動委員会に「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集」改訂ワーキングを立ち上げ、学会設立20周年を記念して＜第二版＞（2012年10月1日発行）を刊行した。

養護教諭の専門領域における共通の言語を定義し、その語意解釈や英語表記を共有することによって、扱うべき研究の目的・対象・方法は精査され、養護教諭教育（養護教諭の資質向上と専門的力量の形成）の内容は格段に発展することが期待される。また、学際的研究を推進する上で、関係団体との共通理解を図り、客観的なご意見や評価、照会をいただくことも的確な研究成果の積み上げにとって重要である。今後も学会活動としての取り組み続けることが肝要である。

##### ②＜第一版＞の発行について

###### ●「養護教諭の専門領域に関する用語の検討プロジェクト」メンバー（所属は2007年3月現在）

○後藤ひとみ（愛知教育大学）、○植田誠治（茨城大学教育学部）、浅利恵子（青森県立弘前第一養護学校）、岡田加奈子（千葉大学教育学部）、鎌田尚子（女子栄養大学）、河田史宝（金沢市立北鳴中学校）、駒田玉美（三重県教育委員会）、鈴木裕子（横浜市教育委員会）、徳山美智子（大阪女子短期大学）、林典子（磐田市立豊田中学校）、古田扶三子（岩倉市立岩倉中学校）、堀内久美子（名古屋学芸大学） ○印は代表

###### ●分析対象とした出版物等

○学会誌：日本養護教諭教育学会誌、学校保健研究

- 用語集：日本学校保健学会「学校保健用語集」
- 実践報告：全国養護教諭研究大会集録、全国学校保健研究大会集録、全国養護教諭連絡協議会「瑞星」、  
附属養護学校研究収録
- 専門書：「養護概説」関連図書
- 雑誌：健康教室、健、健康な子ども、保健室

### ●用語抽出の考え方

- 第0水準：基本となる用語

養護（養護をつかさどる）、養護教諭、養護教諭教育、養護学、保健室、保健室経営、学校保健経営、学校保健

- 第1水準：非常に混乱を招いているもの

健康相談活動、救急処置、保健室登校（別室登校）、健康教育（保健学習・保健指導・性に関する指導）、連携（情報連携・行動連携）、組織活動、コーディネイト（協同）、危機管理（安全面・生徒指導面）

- 第2水準：既存の用語で概念整理が必要なもの

養護実習、健康診断、健康管理、健康観察、頻回来室、発育・発達課題（支援）

- 第3水準：定義づけが改めて必要なもの

養護実践、養護診断（見きわめ・判断・アセスメント・査定）、養護活動過程

- 第4水準：養護教諭の視点から概念整理が必要なもの

資質、執務、職務、観（ビジョン）、能力、力量、特質、職能、健康課題・健康問題、健康リテラシー、ヘルスプロモーション（健康づくり）、アセスメント・査定・評価

↓

#### <A. 養護教諭の専門領域において基本となるもの>

養護、養護教諭、養護教諭教育、保健室、保健室経営、学校保健、学校保健経営

#### <B. 類似する用語が多く、その意味が明確でないもの>

健康相談活動、救急処置、健康教育、健康管理

#### <C. 既存の用語であるが、意味や用法を再確認したいもの>

養護実習、健康診断、健康観察、組織活動

#### <D. これから養護教諭にとって定義づけておくとよいと思われるもの>

養護学、養護実践、養護診断、養護活動過程、保健室登校

#### <E. 一般的に用いられているが、養護教諭特有の使い方が見られるもの>

資質、職務（執務）、観（ビジョン）、能力、特質、健康課題（健康問題・発達課題）、ヘルスプロモーション、アセスメント、連携、支援、コーディネート、危機管理

### ●30語の掲載順

No.	用語	No.	用語	No.	用語
1	養護	11	（養護教諭の）…「観」	21	健康観察
2	養護学	12	学校保健	22	健康課題
3	養護教諭	13	学校保健経営	23	健康教育
4	養護教諭教育	14	保健室	24	ヘルスプロモーション
5	養護教諭の活動過程	15	保健室経営	25	アセスメント
6	養護実践	16	保健室登校	26	組織活動
7	養護診断	17	健康相談活動	27	支援
8	養護実習	18	救急処置／救急処置活動	28	連携
9	養護教諭の資質・能力	19	健康管理	29	コーディネート
10	養護教諭の職務	20	健康診断	30	危機管理 (No.は掲載順)

30語は4つに大別される。①養護や養護教諭という言葉が含まれている養護教諭固有の用語（No.1～11）、

②養護教諭の専門性を示す上で欠かせない用語（No.12～18）、③健康に関する事柄であり学校という視点が必要な用語（No.19～24）、④一般的に使われる言葉であるが養護教諭にとって重要な意味をもつ用語（No.25～30）の順として、各グループの中でのつながりなどに配慮して並べた。

### ③＜第二版＞の発行について

改訂版にむけたWGメンバーは、学会活動担当の理事と＜第一版＞発行かかわった人たちを中心に構成した。

#### ●「養護教諭の専門領域に関する用語の検討プロジェクト」改訂WGメンバー（所属は2012年4月現在）

○後藤ひとみ（愛知教育大学）、○三木とみ子（女子栄養大学）、植田誠治（聖心女子大学）、遠藤伸子（女子栄養大学）、岡田加奈子（千葉大学）、河田史宝（金沢大学）、鈴木裕子（国士館大学）、徳山美智子（前大阪女子短期大学）、永田智恵子（静岡市立賤機中学校）、林典子（東海学園大学）、吉田あや子（西南女学院大学）○印は学会活動委員会委員長

#### ●改訂の背景

第二版作成にむけては、次の視点をふまえて改訂作業を進めることにした。

○中央教育審議会答申における指摘と学校保健安全法の改正

2008年1月の中央教育審議会答申の提言、2008年6月の学校保健安全法公布などによって用語の表記や解説に新たな内容を盛り込む必要が生じていることから第二版発行にむけた改訂作業を行う。

○第一版の改訂にむけた会員の意見

上記1)のような背景から、2008年10月の総会において、2009年度事業計画として「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集＜第一版＞」の改訂作業を提案し承認された。そこで、学会活動委員会を中心となつて、＜第一版＞に対する会員の意見を把握することにした。

#### ●第一版の用語に対する会員からの意見

専門用語（第一版掲載）	改訂すべきとした理由
2.養護学	大辞泉によると、「理論」は、個々の現象を法則的統一的に説明できるように筋道を立て組み立てられた知識の体系。また、実践に対応する純粹な論理的知識。定義の“理論と知識”に概念の重複がある。“理論・技術・態度”はどうか。
6.養護実践	養護活動と改訂するのがよい。定義の中にも、「・・・教育活動」と明記して「活動」の語句をしようしているのにわざわざ「実践」を用いるのは non-senseとも言える。1988年出版の『養護活動の基礎』において、保健活動とか保健室活動なる語を使う風潮が一変した功績は大きい。
7.養護診断	養護教諭が行なっているように理解されづらいのではないか。
8.養護実習	学校へ出むいてでなく、もっと他の表現があるのではないか。
9.養護教諭の資質・能力	資質・能力は専門的なものにとどまらない。H20年の中教審などでは、学校保健安全法をうけた内容とする。
10.養護教諭の職務	職務と役割の区別が必要。保育審、その後の答申（中教審）などを考慮して定義の部分を改訂してはどうか。
12.学校保健	学校保健安全法制定に伴う文言の整理(ex:学校保健安全計画→学校保健計画、学校安全計画)
13.学校保健経営	学校と付くと運営という語句の方が適する気がする。主体は誰になるのかあいまい。「学校経営」「保健室経営」との意味の整理(関係性について)が難しい。
16.保健室登校	教室に入れるようになるまでの一時的な対応という内容が伝わってこない。あくまでも支援の形のひとつということを明らかにした方がいい。
17.健康相談活動	学校保健安全法「健康相談」と健康相談活動の概念の整理が必要。H20年中央教育審議会答申、学校保健安全法をうけた内容とする。

21.健康観察	学校保健安全法に改訂されたことによる。
22.健康課題	集団を対象にしているように読みとれる。個別なもの(意味)も含める。
25.アセスメント	養護診断過程のアセスメントという位置づけなのか不明確。フィジカルアセスメントをアセスメントの一特殊分野として取上げるよりも、独立した項目として新たに設けるほうが適切。
30.危機管理	PTSD の追記

### ●新たに追加すべき用語に関する意見

20名の記載があり、多い順に「保健指導」5名、「健康相談」4名、「カウンセリングマインド」・「学校環境衛生」・「発達課題」・「フィジカルアセスメント」・「マネジメント」・「養護教諭の役割」は各2名であった。その他、「別室登校」「卒後研修」「協働」「養護活動」などの36語について各1名が挙げていたが、中には、30語の解説の中で類義語として取り上げられているものもみられた。

「保健指導」を追加する理由には「学校保健安全法の改正で、養護教諭を中心として関係職員の協力の下で実施されるべきことと示されたので」とあり、「健康相談」の理由には「法改正に伴い必要。健康相談を養護教諭の視点でとらえるとどうなのか定義がない。」と記されていた。第二版作成にあたり、「保健指導」と「健康相談」を追加することにした。

### ●<第二版>に掲載した32語

- ①養護や養護教諭という言葉が含まれている養護教諭固有の用語 (No.1~11)
- ②養護教諭の専門性を示す上で欠かせない用語 (No.12~18)
- ③健康に関する事柄であり学校という視点が必要な用語 (No.19~27)
- ④一般的に使われる言葉であるが養護教諭にとって重要な意味をもつ用語 (No.28~32)

No.	用語	No.	用語	No.	用語
1	養護	12	学校保健	23	健康観察
2	養護学	13	学校保健経営	24	ヘルスアセスメント
3	養護教諭	14	保健室	25	健康課題
4	養護教諭教育	15	保健室経営	26	健康教育
5	養護教諭の活動過程	16	保健室登校	27	ヘルスプロモーション
6	養護実践	17	健康相談活動	28	組織活動
7	養護診断	18	救急処置／救急処置活動	29	支援
8	養護実習	19	保健管理	30	連携
9	養護教諭の資質・能力	20	保健指導	31	コーディネート
10	養護教諭の職務と役割	21	健康診断	32	危機管理
11	養護教諭の「觀」	22	健康相談		(No.は掲載順)

以上のように、会員から寄せられた意見も参考にしながら、「保健指導」と「健康相談」の2語を新たに加え、一部の用語は「養護教諭の職務と役割」、「養護教諭の「觀」」、「ヘルスアセスメント」に変更した。

全体を通して、「言葉の表記の統一」(例えば、児童生徒等)、「文章表現の修正」、「キーワードの整合性」、「文献の精選」、「英語表記の検討」も行った。「保健室登校」の英語表記は教育的な支援という意味を示すためにセンテンスで表した。

今後も、養護教諭にかかわる全ての人が専門用語の理解を深めることができるよう、「養護教諭の専門領域に関する用語」についての検討を重ねていきたい。  
(三木とみ子、後藤ひとみ)

## 2. 会員の研究活動支援

### 1) 学会共同研究・研究助成金対象研究のあゆみ

①学会共同研究と区別して助成金研究を位置づけるまでの経緯

本学会会則の第3条(事業)(2)には、「共同研究等本会の目的を達成するために必要な研究事業」と記されているが、設立当時の定めは第1回総会(1992年11月21日)で承認された『全国養護教諭教育研究会の運営と活動に関する申合せ』によるものであった。

この申合せでは、2.事業に「(1)年次学会(総会)、(2)研究会(地域別、テーマ別の研究会を含む)、(3)機関紙(誌)の発行、(4)共同研究による出版物の発行(例えば、教科書・参考書類)」、7.当面の研究テーマに「(1)養護実習に関する研究、(2)現職教育と上級免許取得の実態・問題点、(3)授業内容・教育方法の改善(実践の交換)、(4)その他」が掲げられ、8.研究グループに「地域別、テーマ別の研究グループを設けることができる。」と定められた。

そこで、1993年度の事業として、世話人5名を中心となって養護実習に関する研究成果の収集を行ったり、「各養成機関対象に養護実習に関する調査」(No.1)を行ったりしたことが本会における共同研究の始まりである。1995年度には募集によって4名が加わり、養護実習研究班(No.2)が組織され、活動が進められた。

1996年度は研究テーマの応募がなかったことから、「養護教諭の複数配置に関する研究」(No.3)を提示して参加者を募った。1997年度には、「相談にかかる養護教諭の力量形成」(No.4)の申請があり、9名の研究メンバーが承認された。1998年度の「養護教諭の研究能力について」(No.5)はNo.3と同様に、研究テーマを提示して参加者を募ったところ27名が集まった。多人数であるため、3つの柱に分かれて進めたが、共同研究の人数制限のことなど、参加を募る共同研究の課題が残された。

1999年度の「日々の対応からみた『養護』に関する研究」(No.6)や「カリキュラムの研究」(No.7)は申請による共同研究であったが、2001年度にむけた応募がなかったことから「健康教育に必要な養護教諭の能力に関する研究」(No.8)を提示して参加者を募ったところ、8名の応募があった。No.5では研究活動担当の理事が研究メンバーに加わっていたが、No.8からは間接的なアドバイスにとどめて研究には加わらないことにした。

学会設立以降、何度か研究テーマを提示して参加者を募るという活動を行ってきたが、これらは「学会としての共同研究」(学会共同研究)と呼ぶべきものであった。設立から約10年が経過して、研究助成金を受けて共同研究を行うということの認識がなされつつあることから、「会員が立てた研究計画に対して助成する研究」(研究助成金対象研究)の選定を行うことが確認された。

その後、期限までに申請のない時もあったが、1年間または2年間の研究助成金対象研究が進められてきた。20年間にわたる共同研究の歴史を振り返ると、前半の10年は「学会共同研究」という支援から「研究助成金対象研究」へと自立した段階であり、後半の10年は研究助成金を受けて研究することの自覚が求められる段階であったと言える。

この間、いくつかの問題が生じ、理事会や編集委員会の検討によって対処してきた。まず、学会発表はするものの、研究終了後になっても論文を提出しないことがあったため、研究終了後1年内に投稿することを確認した上で助成するようにした。また、年次ごとの研究成果を学会発表することになっているが、2年分を1回で報告したり、以前からの研究であることを理由に研究期間終了前に発表を終わらせたり、研究テーマを変えたり、協力員であつた人をメンバーに加えたりするなど、申請時の研究計画とは異なる運用がみられたことから、原則通りにできない場合は、その変更理由を明確にしてもらった上で理事会で協議することにした。その他、学会誌に掲載される際に論文末尾に助成金研究であることを明示していないこともあり、助成金対象研究にふさわしい形式や内容の論文として掲載することを確認してきた。

表4 学会共同研究ならびに研究助成金対象研究一覧

No.	①：研究期間	②：研究テーマ	③：研究メンバー	*：学会発表	●：学会誌掲載
1	①1993～1994年度	②テーマ：養護実習の実施状況に関する調査 ③堀内久美子（代表者）、大谷尚子、小笠原紀代子、曾根睦子、中桐佐智子		* 全国養護教諭養成機関への質問紙調査結果報告—養護実習運営の概要—、第1回研究大会（1993年11月） * 全国養護教諭養成機関における養護実習評価の現状、第2回研究大会（1994年11月） ●学会誌第1巻第1号（1998年3月）特集	
2	①1995～1996年度	②テーマ：養護実習に関する研究 ③盛昭子（代表者）、大谷尚子、小笠原紀代子、片山良子、小林壽子、曾根睦子、中川優子、中桐佐智子、堀内久美子（養護実習研究班）		* 「養護実習のあり方に関する研究（その1）全国養護教諭養成機関における実習の目的・目標」、第3回研究大会（1995年11月） * 「養護実習のあり方に関する研究（その2）養護実習直後の学生の自己評価」、第4回研究大会（1996年11月） ●学会誌第1巻第1号（1998年3月）第1報～第3報	
3	①1996～1997年度	②テーマ：養護教諭の複数配置に関する研究 ③石原昌江（代表者）、郷木義子、小林育枝、近藤文子、下村淳子、竹田由美子、辻立世、外山恵子、永瀬春美、美馬信（養護教諭の複数配置に関する研究班）		* 「養護教諭の複数配置に関する研究（その1）時代のニーズに応じた養護教諭の適性配置と養成教育の課題—複数配置に関する先行文献の分析・検討—」、第4回研究大会（1996年11月） * 「養護教諭の複数配置に関する研究（その2）養護教諭の複数制に関する調査」、第5回研究大会（1997年11月） * 「養護教諭の複数配置に関する研究（その3）時代のニーズに応じた養護教諭の適性配置と養成教育の課題—心残りの事例分析より—」、第6回研究大会（1998年10月） ●学会誌第4巻第1号（2001年3月）第1報・第2報	
4	①1997～1998年度	②テーマ：相談にかかわる養護教諭の力量形成 ③森田光子（代表者）、大谷尚子、大原榮子、鎌田尚子、木幡美奈子、塙田瑠美、竹田由美子、堀籠ちづ子、吉田あや子		* 「相談にかかわる養護教諭の力量形成—研究班1年次の報告」、第6回学術集会（1998年10月） * 日常事例の分析から考えられる力量形成—相談にかかわる養護教諭の力量形成—、長期にわたる支援事例（保健室登校）から捉えられる力量—相談にかかわる養護教諭の力量形成—、「力量形成をめざした養成教育の実態—相談にかかわる養護教諭の力量形成—」、第7回学術集会（1999年9月） ●学会誌第2巻第1号（1999年3月）第1報・第2報 ●学会誌第3巻第1号（2000年3月）第3報～第5報 ●学会誌第4巻第1号（2001年3月）第6報 ●学会誌第5巻第1号（2002年3月）第7報	
5	①1998年度	②テーマ：養護教諭の研究能力について ③天野敦子（代表者）、浅野純美、有村信子、石田妙美、石原昌江、大原榮子、岡田加奈子、門田美千代、河内信子、神戸美絵子、後藤ひとみ、小林冽子、小林央美、斎藤ふくみ、竹崎登喜江、徳山美智子、外山恵子、中川勝子、中村朋子、西尾ミツ、林せつ子、藤井寿美子、松嶋紀子、三木とみ子、美馬信、村木久美江、山崎隆恵		* 養護教諭の研究能力に関する研究（第1報）研究に関する実態調査、（第2報）「研究発表」の現状分析、（第3報）研究能力の構造と育成、第7回学術集会（1999年9月） ●学会誌第3巻第1号（2000年3月）第1報～第3報	
6	①1999～2000年度	②テーマ：日々の対応からみた「養護」に関する研究—自己教育のための自己評価を高めるために— ③砂村京子（代表者）、笹川まゆみ、高橋朋子、村山貴子			

	<p>*日々の対応からみた「養護」に関する研究 I 一子どもの対応事例の分析からー、第 8 回学術集会（2000 年 9 月）</p> <p>*日々の対応からみた「養護」に関する研究（第 2 報）ー重症のアトピー性皮膚炎による保健室頻回来室経験者へのインタビューからー、第 9 回学術集会（2001 年 10 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学会誌第 4 卷第 1 号（2001 年 3 月）第 1 報</li> <li>●学会誌第 6 卷第 1 号（2003 年 3 月）第 2 報</li> </ul>	
7	①1999～2000 年度	<p>②テーマ：許可法改正に伴うカリキュラムの研究ー養護教諭養成機関における実態調査</p> <p>③池本禎子（代表者）、大谷尚子、楠本久美子、中桐佐智子、盛昭子</p>
	<p>*養護教諭養成教育におけるカリキュラムの検討ーカリキュラムの実態調査ー、第 8 回学術集会（2000 年 9 月）</p> <p>*養護教諭養成教育カリキュラムの検討（2） 教育内容の構造化を目指して、第 9 回学術集会（2001 年 10 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学会誌第 4 卷第 1 号（2001 年 3 月）第 1 報</li> <li>●学会誌第 5 卷第 1 号（2002 年 3 月）第 2 報</li> </ul>	
8	①2001～2002 年度	<p>②テーマ：健康教育に必要な養護教諭の能力に関する研究</p> <p>③小林央美（代表者）、池田みすゞ、入駒一美、工藤宣子、斎藤ふくみ、中西美恵子、万城公美子、山名康子（健康教育に必要な養護教諭の能力を考える班）</p>
	<p>*健康教育に必要な養護教諭の能力に関する研究ー実践分析からー、第 10 回学術集会（2002 年 10 月）</p> <p>*健康教育に必要な養護教諭の能力に関する研究（第 2 報）ー実践分析からー、第 11 回学術集会（2003 年 10 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学会誌第 7 卷第 1 号（2004 年 3 月）第 1 報</li> <li>●学会誌第 9 卷第 1 号（2006 年 3 月）第 2 報</li> </ul>	
9	①2001～2002 年度	<p>②テーマ：養護教諭の英訳及び本学会の英文名に関するワーキング※</p> <p>③鎌田尚子（代表者）、岡本陽子、梶岡多恵子、小林陽子、竹田由美子、中桐佐智子、三木とみ子、山崎隆恵、吉田あや子、美馬信、柳野千恵子 (理事：石原昌江、大谷尚子、楠本久美子、後藤ひとみ、下村淳子、村瀬久美、盛昭子)</p>
	<p>*養護教諭の英訳ワーキング経過報告、第 10 回学術集会（2002 年 10 月）</p>	
10	①2003 年度	<p>②テーマ：養護教諭の英訳及び本学会の英文名に関するワーキング※</p> <p>③理事会：天野敦子、植田誠治、後藤ひとみ、竹田由美子、徳山美智子、村瀬久美、山崎隆恵</p>
	<p>*「Yogo teacher の英語説明文」の検討報告、第 11 回学術集会（2003 年 10 月）</p> <p>※総会にて理事会提案「Yogo teacher の英語説明文」及び「日本養護教諭教育学会の英語表記」、第 11 回学術集会（2003 年 10 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学会誌第 7 卷第 1 号（2004 年 3 月）理事会報告</li> </ul>	
11	①2003 年度	<p>②テーマ：養護教諭の実践の評価についてー研究の成果をどう生かすかー</p> <p>③江崎和子（代表者）、大川尚子、木村龍雄、楠本久美子、下村淳子、辻立世、外山恵子、松嶋紀子</p>
	<p>*養護教諭の実践の評価についてー研究の成果をどう生かすかー、第 12 回学術集会（2004 年 10 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学会誌第 9 卷第 1 号（2006 年 3 月）</li> </ul>	
12	①2004～2005 年度	<p>②テーマ：養護診断開発のための基礎的・実践的研究ー四肢の痛みの訴えを例にー</p> <p>③岡田加奈子（代表者）、葛西敦子、三村由香里、徳山美智子、酒井都仁子、山本雅、高田しづか、中山志保子</p>
	<p>*養護診断開発のための基礎的・実践的研究ー四肢の痛みの訴えを例にー、第 13 回学術集会（2005 年 10 月）</p> <p>*養護診断開発のための基礎的・実践的研究ー四肢の痛みの訴えを例にー（第 2 報）、第 14 回学術集会（2006 年 10 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学会誌第 10 卷第 1 号（2007 年 3 月）</li> </ul>	
13	①2004～2006 年度	<p>②テーマ：養護教諭の専門領域に関する用語の検討プロジェクト※</p> <p>③後藤ひとみ・植田誠治（代表者）、淺利恵子、岡田加奈子、鎌田尚子、河田史宝、駒田玉美、鈴木裕子、徳山美智子、林典子、古田扶三子、堀内久美子</p>
	<p>*養護教諭の専門領域に関する用語の検討プロジェクト（中間報告）、第 13 回学術集会（2005 年 10 月）</p> <p>*養護教諭の専門領域に関する用語の検討プロジェクト（最終報告）、第 14 回学術集会（2006 年 10 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●『養護教諭の専門領域に関する用語の解説集&lt;第一版&gt;』発行（2007 年 3 月 26 日）</li> </ul>	

14	①2006 年度 ②テーマ：保健学習の実践から見た養護活動 ③小口博子（代表者）、中島栄子 ＊保健学習の実践から見た養護活動、第 15 回学術集会（2007 年） ●学会誌第 12 卷第 1 号（2009 年 3 月）
15	①2006～2007 年度 ②テーマ：養護実践力の育成を目指す養護教諭養成カリキュラムの検討－「養護概説」担当者による分析－ ③斎藤ふくみ（代表者）、今野洋子、古賀由紀子、後藤ひとみ、小林央美、松田芳子 ＊養護実践力の育成を目指す養護教諭養成カリキュラムの検討－「養護概説」担当者による分析－、第 15 回学術集会（2007 年 10 月） ＊養護実践力の育成を目指す養護教諭養成カリキュラムの検討（第 2 報）－学内・学外における系統的な実習のあり方－、第 16 回学術集会（2008 年 10 月） ●学会誌第 11 卷第 1 号（2008 年 3 月）第 1 報 ●学会誌第 12 卷第 1 号（2009 年 3 月）第 2 報
16	①2007 年度 ②テーマ：養護教諭の行う救急判断のためのエビデンス構築に向けての研究－頭部外傷時の救急判断において－ ③三村由香里（代表者）、梶谷さとこ、上村弘子、河本妙子、高橋香代、武田和子、田代桂子、中吉千施子、藤尾由美、松枝睦美 ＊養護教諭の行う救急判断のためのエビデンス構築に向けての研究－頭部外傷時の救急判断において－、第 16 回学術集会（2008 年 10 月） ●学会誌第 11 卷第 1 号（2008 年 3 月）
17	①2008～2010 年度 ②テーマ：養護教諭の職業倫理に関する検討（学会活動委員会の中の委員会） ③鎌田尚子（代表者）、澤田敦子、竹田由美子、中村朋子、丸井淑美、吉田あや子 ＊養護教諭の職業倫理綱領（行動指針・実践の基盤）の構想と内容検討－試案作成に向けて（1 年次報告）－、第 17 回学術集会（2009 年 10 月） ＊養護教諭の倫理綱領（試案）に関する報告、第 18 回学術集会（2010 年 10 月） ●学会誌第 14 卷第 1 号（2011 年 3 月）
18	①2009 年度 ②テーマ：幼稚園における養護教諭の配置と役割に関する研究－園長の意見を中心として－ ③井澤昌子（代表者）、大川尚子 ＊幼稚園における養護教諭の配置状況とその役割に関する調査研究、第 18 回学術集会（2010 年 10 月） ●学会誌第 15 卷第 1 号（2011 年 9 月）
19	①2009～2010 年度 ②テーマ：養護診断における効果的な問診に関する研究 ③吉田あや子（代表者）、柴崎卓巳子、松本恵 ＊養護教諭が行う効果的な問診に関する研究－中学校における問診の実施状況の調査結果－、第 18 回学術集会（2010 年 10 月） ＊養護教諭が行う効果的な問診に関する研究－中学校における問診の現状と課題－、第 19 回学術集会（2011 年 10 月）
20	①2010 年度 ②テーマ：養護教諭の学校経営参画に関する研究－学校組織力の開発活動の実際－ ③留目宏美（代表者） ＊養護教諭の学校経営参画に関する研究－学校組織力の開発活動の実際－、第 19 回学術集会（2011 年 10 月）
21	①2011 年度 ②テーマ：学校保健活動の重要性を学校評価に位置づけるための研究－課題解決型保健室経営計画を基盤として－ ③新開美和子（代表者）、田嶋八千代 ＊学校保健活動の重要性を学校評価に位置づけるための研究－課題解決型保健室経営計画を基盤として－、第 20 回学術集会（2012 年 10 月）

22	①2011 年度	②テーマ：子どもの自尊感情を高める養護実践の構成に関する研究—北海道における小学生の実態を中心に— ③照井沙彩（代表者）、浅野真由美、一條由美、今野洋子、佐藤倫子、世羅桃子、築地優子、樋口佳奈、宮島美貴、山崎千秋 ＊子どもの自尊感情を高める養護実践の検討、第 20 回学術集会（2012 年 10 月）
23	①2011～2012 年度	②テーマ：「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集」改訂ワーキング※ ③学会活動委員会委員長（三木とみ子・後藤ひとみ）代表、植田誠治、遠藤伸子、岡田加奈子、河田史宝、鈴木裕子、永田智恵子、徳山美智子、林典子、吉田あや子 ＊「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集」の改訂にむけた検討報告、第 19 回学術集会（2011 年 10 月） ●『養護教諭の専門領域に関する用語の解説集＜第二版＞』発行（2012 年 10 月 1 日）
24	①2012 年度	②テーマ：保健室の史的研究—保健室におけるケアの機能の視点から— ③竹下智美（代表者）
25	①2013 年度助成金	②テーマ：養護教諭初任者支援研修のプログラム開発 ③櫻田淳（代表者）、北口和美、大原榮子、大嶺智子、加納亜紀
26	①2013 年度	②テーマ：喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の系統的指導計画の開発と評価—健康教育実践における養護教諭のマネジメント力向上の検証— ③西村孝江（代表者）、上野芳子、畠さゆり、保坂小百合、上村弘子

※「③：研究メンバー」は、学会発表の抄録または学会誌の論文に氏名掲載された人とした。

なお、本表には研究助成金を適用して進めた活動である「養護教諭の英訳及び本学会の英文名に関するワーキング」（No.9、No.10）や、「養護教諭の専門領域に関する用語の検討プロジェクト」（No.13）、「養護教諭の職業倫理に関する検討」（No.17）、「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集」改訂ワーキング（No.23）も掲載したが、これらの活動の概要は前節の「VII-1. 学術的な活動」で述べたとおりである。

## ②研究助成金対象研究の動向

現在の研究助成金対象研究が学会共同研究として運用された時代から、本格的に申請者から助成対象者を選定するようにしたのは 2007 年度からである。前述したような経緯によって、学会共同研究と研究助成金対象研究の位置づけが混沌としている状況を変えるため、第IV期理事会（2006～2008 年度）の初年度に行われた第 14 回学術集会において共同研究とは表示しないことを確認したことがきっかけである。したがって、2007 年度研究助成金は、2006 年度総会において承認された研究助成金対象研究の申請方法と選定基準に基づいて、2007 年 3 月 15 日を締切日として再募集された。研究助成金の選定については、研究担当者の資格（申請資格の有無、これまでの助成金取得状況、年齢）、ならびに研究計画（研究目的、研究方法、研究計画の適切性、研究の独自性、助成金の使途）を基準とした。2008 年度も同様に 2008 年 3 月 15 日を締切日としたが申請者がなく、年度末の締切日を変更して、研究助成の前年度 9 月 10 日とした。2009 年度研究助成金対象研究について、その締切日を 2008 年 9 月 10 日に前倒しを行い 3 件の申請を得た。

その後の研究助成金対象研究の申請と選定の状況については、表 2 に示した。2010 年度 2 件、2011 年度は 5 件、2012 年度は 1 件、2013 年度は 3 件の申請があり、2012 年度以外は 2 件の選定を行うことができた。とくに、現職養護教諭が申請代表者である申請が 2011 年度と 2013 年度に選定されており、このことは現職養護教諭による研究の推進を願ってきた理事会としては喜ばしいことである。

表5 研究助成金研究の申請と選定の状況

助成年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
申請件数	2	4	0	3	2	5	1	3
選定件数	2	2	0	2	2	2	1	2
養護教諭が申請代表の件数	0	0	0	0	0	2	0	1

## 2) 投稿奨励研究の状況

投稿奨励研究は、学会誌の年2回発刊を進めるにあたり、投稿論文を増やす必要があることと、また、論文として公表に値する内容であるにも関わらず学会発表だけで埋もれさせている研究があることから、第IV期理事会から「学会誌への投稿を奨励する研究（投稿奨励研究）」の制度を設けることについての検討を重ね、2009年度総会に提案した。

投稿奨励研究制度は、「養護教諭教育に関する研究の一層の発展を図ること、とくに現職養護教諭による研究を推進すること」を目的として設けられた。その内容は、年次学術集会で学会員が発表した研究を対象に、学会長などの推薦を受けたものの中から、理事会で投稿奨励研究として選定するものであり、選定された研究の発表者に、日本養護教諭教育学会誌への掲載を薦めるとともに、査読費用（7,000円）を免除する特典を与えるものである。「投稿奨励研究」制度は、2010年度に開催された第18回学術集会から適用されスタートした。

選定手続きは、年次学術集会で発表した一般演題の中から、学術集会学長、一般演題の座長、日本養護教諭教育学会理事が、投稿奨励研究としてふさわしい演題を推薦し、学術集会終了後研究担当理事に10月31日まで届け出している。締切後、メール会議方式による理事会で、投稿奨励研究2題を選定し、発表者へ連絡して投稿奨励を行なっている。投稿にあたっての指導助言については、発表者の意向を伺った上で必要であれば学術担当理事等が担当することとした。公表は、12月発行のハーモニーで行ない、学会誌掲載時は、投稿奨励研究を明記することになっている。選定基準は、研究担当者が会員であり、研究内容が学会の趣旨にそっていること、研究の独自性が優れていることである。

投稿奨励研究が発足した第18回学術集会では、会員が発表した一般演題44演題の中から11演題が、第19回学術集会では、一般演題39演題の中から10演題が推薦され、それぞれ2演題が選定された。とくに、第18回学術集会で選定された投稿奨励研究は、いずれも現職養護教諭による独自性の高い実践研究であり、学会誌に原著論文として採用されており、本制度の目的にかなった成果といえ、今後益々の充実が期待される。

表6 投稿奨励研究一覧

No.	研究テーマなど	
1 第18回学術集会 (2010年度) の選定演題	健康相談活動における心理的・社会的アセスメントを重視した支援の有効性に関する考察	
	発表者	池川典子、菊池美奈子、徳山美智子
	投稿状況	●学会誌第15巻第2号（2012年3月）原著論文 池川典子、徳山美智子、西能代、菊池美奈子 「健康相談活動における心理・社会的アセスメントとその支援の有効性に関する研究—言語によるコミュニケーションが可能な知的障がいや発達障がいのある生徒への支援を通して—」

2	第 18 回学術集会 (2010 年度) の の選定演題	養護教諭と生徒指導部の連携における現状と課題 第2報 —いじめ、暴力行為、性暴力の加害生徒支援を中心に—
	発表者	鈴木秀子、菊池美奈子、元田綾子、池川典子、北垣ひなこ、徳山美智子
	投稿状況	●学会誌第 16 卷第 1 号 (2012 年 9 月) 原著論文 菊池美奈子、元田綾子、池川典子、北垣ひなこ、徳山美智子 「養護教諭と生徒指導部の連携における 18 事例からみえる現状と課題—いじめ、暴力行 為、性暴力の加害生徒支援を中心に養護教諭の視点から—」
3	第 19 回学術集会 (2011 年度) の の選定演題	医薬品教育への養護教諭の関わりについて—養護教諭の専門性や保健室の機能を活かし た授業実践—
	発表者	香田由美、鬼頭英明
4	第 19 回学術集会 (2011 年度) の の選定演題	学校で起きるけがのアセスメント—保健室で使えるチェックシート—
	発表者	岩井逸子、古屋美雪、仙むつみ

(後藤ひとみ、高橋香代、小林央美)

### 3. 会員への情報提供と交流支援

#### 1) ハーモニーのあゆみ

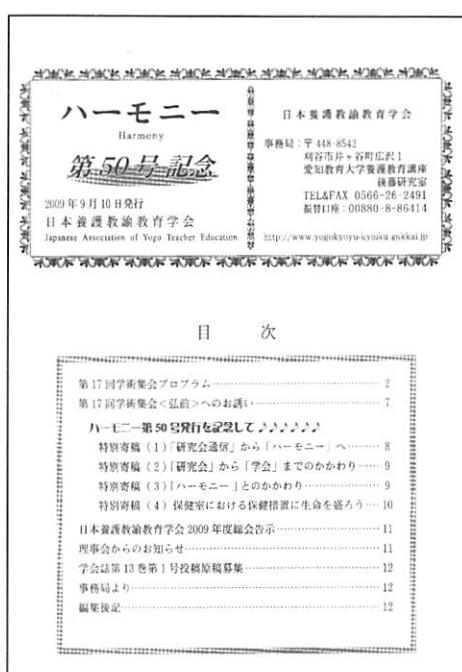
ハーモニーは、その前身である「全国養護教諭研究会通信」として1992年に創刊された。創刊号は1頁であり、右図のようなものであった。編集後記には「いよいよ研究会が発足しました。会員の意欲と熱意で、活動内容を充実させていきたいものです。希望に満ちた新しい年の幕開けとなりますように。」とあり、手作りの温かさとともに発足への大きな期待が感じられる通信であった。

創刊から今日に至るまでには様々な変遷がある。

創刊号から第3号にかけて、通信の名称が募集された。第4号に掲載されている全国養護教諭教育研究会第2回総会（1993年11月27日）記録には、募集結果が「ハーモニー16名、はぐくみ13名、はばたき8名、ブーメラン2名、青空2名」であったことから「ハーモニー」に決定したことが記されている。

よって、第4号から表紙タイトルは「ハーモニー—全国養護教諭研究会通信」となり、第7号からはタイトルを多数の「♪」が囲むデザインとなった。研究会が学会に名称変更した第16号からは「日本養護教諭教育学会通信 ハーモニー」に変わり、第25号からは「ハーモニー」、第34号からは「ハーモニー Harmony」となり、現在に至っている。

第50号は記念号として特別の装丁となり、記事も「ハーモニー第50号発行を記念して」という特集を組み、学会設立やハーモニー発行に縁の深い方々4名の特別寄稿を掲載している。



変化したのはタイトルや装丁だけではない。年2回発行が2000年度より年3回発行となり、情報量の増加、内容のさらなる充実により、ページ数も次第に増加し現在では8ページとなっている。とりわけ、第52号からは紙面サイズをB5判からA4判に拡大したため、より多くの情報を掲載できるようになった。これまでに掲載された記事内容は下表の通りである。

学術集会の開催に関するお知らせ、共同研究や助成金研究の報告などといった「学会の各種事業に関する報告」はもちろんのこと、その時々のタイムリーな情報を「ホットニュース、トピックス」として提供してきた。これまでに掲載された内容を追ってみると、養護教諭を取り巻く状況の変化を知るだけではなく、様々な動きに対する学会員へのメッセージが伝わってくる。

また、「会員の声、特別企画」として取り組んできた「学びや紹介—北から南から」「私の県のここが特色」「私の実践と研究—リレーレポート」「東日本大震災を経験して—被災地の今—」によって、会員が互いの実践や大学・地区の特色を知ることができる機会を提供している。

さらに、検討事項に対する会員からの意見等を募集したり、総会開催や会費納入にかかる諸連絡を行ったりという場にもなっている。ハーモニーは、学会の機関紙として、情報発信、会員相互の交流等を中心として学会活動の促進に大きな役割を果たしている。また、様々な活動の経過報告をする場として活用されていることから、記載

全国養護教諭教育研究会通信 第1号 1992年12月25日発行	全国養護教諭教育研究会事務局 〒468 犀谷市井ヶ谷町広武1 (0566-36-3111 内405) 愛知教育大学養護教諭教育系 研究室
I. 全国養護教諭教育研究会発足しました	
1992年1月21日、発起人会・設立総会を開き、活動と運営に関する申合せを決定しました。 世話を15名を担当しました。(別紙)。	
・発起人会・設立総会出席者(会員外者) 天野哲子 石田一士 石原昌子 大曾尚子 小笠原紀代子 鈴木みづ子 鈴木尚子 神戸栄子 佐藤ひとみ 小林洋子 近藤文子 坂口昭恵 萩原勝子 田中和子 高橋洋子 富山美 森川佑智子 速水ひろみ 木村洋子 五島文子 坂口昭恵 田中和子 高橋洋子 高橋洋子 中嶋佑智子 木村千恵子 西尾ミツ 関内久美子 松本敏子 鈴木	
II. 第1回世話大会を開きました	
日時：1992年12月12日(土) 11時～14時 場所：東京都教育委員会三塙病院会議室(東京都千代田区) 出席者：世話人4名	
内容： 1. 会員(会員) 伏見の報告 1992.12.10現在38名(会員) 総会議題関係24名、司職委員会14名 2. 事務局運営関係の報告 ・振替口座申込(刈谷市会計課使用) □ 口座番号：名古屋支店 8 5 4 1 4 加入名：全国養護教諭教育研究会 ・郵便局会員登録	
3. 会員登録者をも活動について ① 当面「校保会研究会」に投稿し、会が発足したことを全国の会員に知ってもらう ② 第1回世話大会の結果が決まったら、「基盤教室」「総会」等の趣旨に投稿し、広く知らせる。 4. 第1回世話大会の趣旨について 日時：1993年1月27日(土) 9:30～15:30 場所：東京会議室 企画：改組世話人会で趣旨を決め、学校保健研究室に掲載依頼する。(運営とも4月中に) (現在は改組していよいよ研究会が発足しました。会員の意欲と熱意で、活動内容を充実させていきたいものです。希望に満ちた新しい年の幕開けとなりますように。(II)	
V. 第2回世話大会を開きました	
日時：1993年3月11日(土) 午後 場所：高崎市立高崎高等学校 内容：第1回世話大会の企画 年次会議(小林、森田、坂田、田中の年会員)にも出席依頼する。	
★★★★ この「通信」の名前募集！「通信」のタイトルカルト募集！事務局まで。★★★★	

記事には学会の歴史が刻まれており、資料としての価値も有している。これから先も、会員と会員をつなぎ、学会と社会をつなぐ機関紙として役割を担い続けることが期待される。

表7 ハーモニー（第1号～第60号）掲載記事の概要一覧

号	発行日	ホットニュース・トピックス	会員の声、特別企画	学会の事業に関する報告記事
1	1992.12.25			<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国養護教諭教育研究会が発足しました</li> <li>・この「通信」の名称募集！タイトルカット募集！</li> </ul>
2	1993.5.6			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「通信」の愛称を募集中です</li> </ul>
3	1993.10.15			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「通信」の愛称を引き続き募集中です</li> </ul>
4	1994.1.22			
5	1994.6.30			
6	1994.10.17			<ul style="list-style-type: none"> <li>・世話人改選に関する公示</li> <li>・研究テーマ募集！あなたも共同研究の輪に加わりませんか？</li> </ul>
7	1995.2.25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護大学新設ブーム</li> <li>・神奈川県立衛生短期大学（専攻科）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究班発足一研究員募集</li> <li>・阪神大震災 お見舞い申し上げます</li> </ul>
8	1995.6.10	ホットニュース 「省令改正」 ・省令改正で養護教諭も保健主事に！—教育現場の養護教諭の立場から—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・激震・被災における心のケアと養護教諭の役割</li> <li>・学びや紹介—北から南から—：北海道教育大学旭川校、北海道教育大学札幌校、北海道教育大学函館校（養護教諭特別別科）、鹿児島県立保健看護学校、鹿児島県女子短期大学</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究班—始動—</li> </ul>
9	1995.9.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免許法認定公開講座</li> <li>・女子栄養大学大学院開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学びや紹介—北から南から—：北海道女子短期大学、弘前大学、佐賀女子短期大学</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「養護実習に関する研究班」の活動報告</li> <li>・新研究テーマ募集</li> </ul>
10	1995.11.15	・免許法認定公開講座(	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学びや紹介—北から南から—：宮城学院女子大学、新潟大学養護教諭特別別科、國學院大學栃木短期大學、熊本大学、高知学園短期大学、四国大学、瀬戸内短期大学、徳島文理大学</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料：養護教諭免許状が取得できる教育機関</li> <li>・新研究テーマ募集について（応募状況報告）</li> </ul>
11	1996.1.26		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主投稿：第4回総会に出席して—総会の在り方を問う—</li> <li>・投稿：養護教諭の複数配置の研究に向けて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究員募集</li> </ul>
12	1996.6.5		<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間大学院（修士課程）を修了して</li> <li>・日本教育大学協会全国養護部門の活動</li> <li>・全国私立短期大学養護教諭養成課程研究会の活動状況について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究班活動報告</li> </ul>

			・学びや紹介 北から南から 茨城大学、女子栄養大学、千葉大学、岡山大学、順正短期大学、島根県立総合看護学院	
13	1996.9.20	・その1 養護教諭の大学院が増える！ その2 教員養成審議会の動きに注目を！ ・大学院養護教育専攻の新設について	・会員の声／現場から養成機関へ ・学びや紹介—北から南から—：愛知女子短期大学、日本体育大学女子短期大学、大谷学園横浜高等教育専門学校	・新しい研究テーマの募集 ・資料／教育職員養成審議会の諮問・説明
14	1996.11.8	・その1 教育職員養成審議会自由討議より（抜粋） その2 養護教諭複数配置へのステップ 参考資料 養護教諭の配置に係わる関係法律（抜粋） ・その3／養護教諭の研修の充実	・会員の声／健康教室—今と昔 大阪教育大学 ・学びや紹介—北から南から—：奈良教育大学、愛知みずほ大学、兵庫女子短期大学	・『研究会』を『学会』に
15	1997.3.25	・養護教諭の研修の充実 養護教諭の配置改善について一平成9年度教育予算一	・学びや紹介—北から南から—：飯田女子短期大学、金沢大学、大阪女子短期大学、九州女子短期大学	・新規研究：「相談にかかわる力量形成」に関して
16	1997.6.30		・学びや紹介—北から南から—：四天王寺国際仏教学 ・投稿：養護実習3年目を迎えて、養護実習を終えて	・研究班からの依頼・研究班からの活動報告 ・調査依頼「複数配置」に関する研究 ・活動報告「相談にかかわる養護教諭の力量形成」研究班
17	1997.9.12		・会員からのレポート／保健主事を経験して：養護教諭に必要な能力(辻立世)、自ら希望した保健主事を経験して ・学びや紹介—北から南から 聖徳学園女子短期大学、大阪市立大学	・新しい研究テーマの募集 ・複数配置に関する研究班からのお礼（活動報告） ・会誌「創刊号」投稿論文募集
18	1998.6.30		・学びや紹介— 北から南から—：鈴鹿国際大学短期大学部、吉備国際大学	・研究班からの活動報告 「養護教諭の相談にかかわる力量形成」研究班 ・「養護教諭の研究能力」研究班
19	1998.9.4	・養護教諭専修免許状取得希望者に朗報 ・教育職員免許法改正にあたって一研究課題として提起されていること一	・会員からのレポート／本学会への期待：「養護学」の構築を期待して一養護教諭養成の立場から一 ・学びや紹介—北から南から—：愛知教育大学、四国大学	・研究助成金申請者の募集 ・研究論文募集
20	1999.5.22	・養護教諭専修免許状のための公開講座 愛知教育大学公開講座「養護教諭専修免許状のための免許法認定講座」を受講して ・特殊教育百二十年記念教育功劳	・学びや紹介 —北から南から— 山形大学、湊川女子短期大学	・研究班からの活動報告 「相談にかかわる養護教諭の力量形成」研究班 「養護教諭の研究能力」研究班 ・「養護教諭の複数配置に関する要望」への意見募集

		賞～受賞の戸惑いと喜び		
21	1999.8.4	・大学院入学資格に関する改善について—養護教諭関係を中心の一	・学びや紹介—北から南から一：関西女子短期大学 ・会員の声：わたしの保健だより	・研究助成金申請者募集 ・「養護教諭の複数配置に関する要望」の取り扱いについて
22	2000.5.31			・意見募集！『養護教諭』の英訳表現について ・研究助成金申請者の募集 ・ハーモニー新企画の募集について
23	2000.8	・高等学校教諭免許（看護）そして夜間大学院で養護教諭専修免許を ・台湾スクールナース研修会に参加して		・「養護教諭の英訳について」（報告） ・学会共同研究の研究員募集
24	2000.11.24	・教育職員免許法改正に伴う養護専門科目の充実に関する意見書について		・「養護教諭の英訳および本学会の英名に関するワーキンググループ」の参加者募集について ・学会共同研究「健康教育に必要な養護教諭の研究能力について考える」の研究員決定
25	2001.5.31		・会員の声：大学院のすすめ、混乱と葛藤の日々	・研究助成金申請者の募集 ・研究班からの活動報告 「健康教育に必要な養護教諭の研究能力について考える」 「養護教諭の英訳および本学会の英名に関するワーキンググループ」の経過報告
26	2001.9.10	・国際スクールナース会議に出席して		・「養護教諭の英訳および本学会の英名に関するワーキンググループ」報告 ・研究班からの活動報告：「健康教育に必要な養護教諭の研究能力について考える」 ・日本学校保健学会とのジョイント企画報告
27	2002.1.23		・会員の声：医療的ケアを研究議題に、他山の石	・研究班からの活動報告：「健康教育に必要な養護教諭の研究能力について考える」 ・日本養護教諭教育学会の英訳について（理事会） ・研究助成金対象研究の選定について
28	2002.6.10		・会員の声「医療的ケアについて」：養護教諭は「医療的ケア（日常的・応急的手段）」に教育職員としてどうかかわるのか ・「三重県養護教諭教育研究会のあゆみ」	・学会共同研究班からの活動報告 「健康教育に必要な養護教諭の能力を考える」 ・研究助成金申請者の募集
29	2002.9.9	・中央教育審議会答申「今後の教員免許制度の在り方について」と	・会員の声「大学院修学休業制度の体験談」：愛知教育大学大学院教	・「養護教諭の英訳および本学会の英訳名に関するワーキンググル

		養護教諭の研修制度	育学研究科、茨城大学大学院教育 学研究科	「」の経過報告 ・研究助成金の申請について（再募集）
30	2002.12.10			・「養護教諭の英訳および本学会英 訳名に関するワーキング」経過報告
31	2003.6.1	・「医療的ケア」をめぐる情勢		・「養護教諭」の英訳作業について 理事会 ・研究助成金申請者の募集 ・2003 年度学会共同研究の発足に ついて
32	2003.9.1	・「養護教諭をとりまく職種等の 現状」	・西宮市における現職研修	・学会共同研究班からの活動報告： 「養護教諭の実践の評価について —研究の成果をどう生かすか—」の 研究経過報告・「Yoga teacher」の 英語説明文について（理事会）
33	2003.12.10			・日本学校保健学会「学校保健用語 集」への養護教諭の英訳に関する要 望について
34	2004.5.31		・私の県の「ここが特色」①愛知 県の主任養護教諭制度について、 現職教育の一翼を担う大学公開講 座	・高等学校設置基準に対する本学会 の対応について ・学会共同研究：「養護教諭の実践 の評価について一研修の成果をど う生かすか」の研究経過報告 ・研究助成金申請者の募集
35	2004.9.1		・私の県の「ここが特色」②埼玉 県における養護教諭の現職研修、 大学の養成教育と現職養護教諭との 交流	・学会共同研究：「養護診断開発の ための基礎的・実践的研究—四肢の 痛みの訴えを例に—」の研究経過報 告 ・養護教諭の専門領域に関する用語 の検討プロジェクトについて（理事 会）
36	2004.12.10	・トピックス 栄養教諭について		・教育課程部門における審議事項に に対する本学会の対応について・養護 教諭の専門領域に関する用語の検 討プロジェクト—研究経過報告—
37	2005.5.31	・厚生労働省「原則として医行為 ではないと考えられるもの」の 案を公表 ・養護教諭の専修免許状における 分野の表記について		・養護教諭の専門領域に関する用語 の検討プロジェクト—経過報告 ・学術共同研究「養護診断開発の ための基礎的・実践的研究」の研究経 過報告 ・研究助成金申請者の募集
38	2005.9.1	・臨床心理士及び医療心理師の国 家資格化にむけた法案作成とそ の後の動き ・教員養成分野における専門職大 学院（教職大学院）の設置につい て—ワーキンググループ審議経 過の概要— ・厚生労働省「原則として医行為		・養護教諭の専門領域に関する用語 の検討プロジェクト—経過報告—

		ではないと考えられるもの」の案について（続報）		
39	2005.12.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央教育審議会 「健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会」の状況</li> <li>・日本教育大学協会全国養護部門主催の公開シンポジウムについて</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護教諭の専門領域に関する用語の検討プロジェクト中間報告を終えて一</li> </ul>
40	2006.6.14			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（中間報告）に対する本学会の意見</li> <li>・養護教諭の専門領域に関する用語の検討プロジェクトからの報告</li> <li>・学会共同研究の経過報告：①保健学習の実践から見た養護活動活動</li> <li>②「養護実戦力の育成を目指す養護教諭養成カリキュラムの検討－『養護概説』担当者による分析－」</li> </ul>
41	2006.9.1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新・特別企画「私の実践と研究」リレー・レポート① 実践を理論化して教育活動へ</li> <li>・私の県の「ここが特色」③ 岡山県学校保健会養護部会の活動</li> <li>・会員からの声「学会誌に対するさらなる期待」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「選挙制」による役員選出について</li> <li>・「養護教諭の専門領域に関する用語の検討プロジェクト」からのお願い</li> </ul>
42	2006.12.15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について</li> <li>・2005 ガイドラインによる心肺蘇生法</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護教諭の専門領域に関する用語の検討プロジェクト最終報告を終えて一</li> <li>・2007 年度研究助成金申請者の募集</li> <li>・日本学術会議協力学術研究団体の指定</li> </ul>
43	2007.6.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員養成改革のきっかけになるか—教職大学院構想—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私の県の「ここが特色」④ 総合教育センターを拠点に養護教諭の研修一若手養護教諭の育成を中心とした取組、京都府立学校養護教諭研究会の活動</li> <li>・「私の実践と研究」リレー・レポート②：養護教諭が行う特別支援教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究助成金研究の経過報告② ＊保健学習の実践から見た養護活動、＊養護実戦力の育成を目指す養護教諭養成カリキュラムの検討－「養護概説」担当者による分析</li> <li>・研究助成金研究（2007 年度）の選定報告</li> <li>・研究助成金研究の募集方法について</li> </ul>
44	2007.9.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中教審「スポーツ・青少年分科会」における学校健康・安全部会の動向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私の県の「ここが特色」⑤ 青森県総合学校教育センターに養護教諭経験者指導主事配属・「私の実践と研究」リレー・レポート③ —活動を中心とした保健学習—</li> </ul>	
45	2007.12.17			<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 15 回学術集会プレコングレス報告</li> <li>①「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集&lt;第一版&gt;」に関する意</li> </ul>

				見交流②「養護教諭をめぐる現代的課題」 ・中央教育審議会スポーツ・青少年分科会「学校健康・安全部会」の審議経過報告に対するパブリックコメントについて ・2008 年度研究助成金申請者の募集について
46	2008.6.18	・教員免許更新制について～養護教諭の専門講習 18時間以上～	・私の県の「ここが特色」⑥ 広島県における養護教諭の研修の充実 ・「私の実践と研究」リレー・レポート④小中一貫校での学校保健活動	・研究助成金研究の経過報告①養護実践力の育成を目指す養護教諭養成カリキュラムの検討一学内・学外における系統的な実習のあり方一、②養護教諭の行う救急判断のためのエビデンス構築に向けての研究一頭部外傷時の救急判断において一 ・研究助成金研究の募集について<2008 年度の選定報告>
47	2008.9.8	・学校保健法を改正する法律が公布されました	・私の県の「ここが特色」⑦ 千葉県の新規採用養護教諭の指導 ・「私の実践と研究」リレー・レポート⑤ 生徒保健委員会を中心とした健康教育	
48	2008.12.12			・第 16 回学術集会プレコングレス 報告①「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集<第一版>」に関する意見交流、②「養護の職業倫理」に関する意見交流 ・2009 年度研究助成金研究の選定報告
49	2009.6.12			・助成金研究の経過報告 「幼稚園における養護教諭の配置と役割に関する研究」一園長の意見を中心として一、「養護診断における効果的な問診に関する研究」 ・学会活動：「養護教諭の職業倫理に関する規定の検討委員会」の経過報告 ・2010 年度研究助成金申請者の募集
50	2009.9.10		・ハーモニー第 50 号発行を記念して 特別寄稿 ①「研究会通信」から「ハーモニー」へ ②「研究会」から「学会」までのかかわり ③「ハーモニー」とのかかわり ④保健室における保健措置に生命を盛ろう	

51	2009.12.25			<ul style="list-style-type: none"> <li>・学会活動「養護教諭の職業倫理に関する規定」の経過報告（2）一第17回学術集会における1年次報告の概要等一</li> <li>・第17回学術集会プレコングレス実施報告：「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集」の検討パート3一</li> <li>・2010年度研究助成金研究の選定報告</li> </ul>
52	2010.6.14	・教員の資質向上方策の抜本的な見直しにおける「教員養成6年制」の検討について		<ul style="list-style-type: none"> <li>・私の県の「ここが特色」⑧ 養護教諭が進化するための「力」をつけよう</li> <li>・「私の実践と研究」リレー・レポート⑥ 「実践から研究へつなげる」</li> </ul>
53	2010.9.9			<ul style="list-style-type: none"> <li>・私の県の「ここが」特色⑨ 東京都学校保健研究会（認定団体）による研修会の開催</li> <li>・「私の実践と研究」リレー・レポート⑦自己の実践研究からグループ研究へ</li> </ul>
54	2010.12.22	・新たな教職員定数改善計画（案）について		<ul style="list-style-type: none"> <li>・私の県の「ここが特色」⑩ 設立60周年を迎えた北海道養護委員会の活動</li> <li>・「私の実践と研究」リレー・レポート⑧ 養護教諭の仕事の新たな展開</li> </ul>
55	2011.6.17	・養護教諭と「生徒指導提要」・「生徒指導の役割連携の推進に向けて」一確認と活用を一		<ul style="list-style-type: none"> <li>・私の県の「ここが特色」⑪ 部会組織も複数で一県立・市立・私立と共に一</li> <li>・「私の実践と研究」リレー・レポート⑨ 繼続して繋ぐ、実践研究をめざして</li> </ul>

56	2011.9.8	・私の県の「ここが特色」⑬ 主任養護教諭として ・「私の実践と研究」リレー・レポート⑩ 学校教育目標を具現化できる養護教諭を目指して	・文部科学省の「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(審議経過報告)」に対する意見の提出について【報告】 ・「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集」改訂作業の進捗状況について
57	2011.12.20	・中央教育審議会「教員の資質能力向上特別部会」基本制度ワーキンググループの資料から	・私の県の「ここが特色」⑭ 地域学校保健委員会設置の促進に向けて ・「私の実践と研究」リレー・レポート⑪ 子どもの関心を高める教育
58	2012.6.8	①中央教育審議会「教員の資質能力特別部会」教員の資質能力の総合的な向上方策について(審議のまとめ)の概要 ②科学研究費補助金「系・分野・分科・細目表」の改正について	・私の県の「ここが特色」⑮～養護教諭の実践研究～ ・「私の実践と研究」リレー・レポート⑫「学校給食を通しての健康教育」 ・特別寄稿:「フィジカルアセスメント」なる語の使用について
59	2012.9.3	・医療的ケアの動向について	・特別企画「東日本大震災を経験して—被災地の今—」① こころの状態を注視して ・私の県の「ここが特色」⑯ 養護教諭のための自主勉強会
60	2012.12.20 (予定)		・特別企画「東日本大震災を経験して—被災地の今—」② 東日本大震災から ・「私の実践と研究」リレー・レポート⑰ 担任を支える学校保健組織活動

(古賀由紀子)

## 2) プレコングレスの開催

例年、参加者の到着時刻等を考慮して学術集会のプログラムは初日(土曜日)の12時過ぎから計画されてきたが、遠方からの参加者は前夜より宿泊していることや2日間をフルに活用することを勘案し、他学会の取り組みを参考にして実行委員会の企画とは別に会員が自由に企画し参加する機会をプレコングレスとして位置づけることにした。第15回学術集会(2007年・札幌市)実行委員会に会場提供を依頼し、同時にハーモニーで企画を募集した。期日までに要望がなかったことから、理事会主催の『『養護教諭の専門領域に関する用語の解説集<第一版>』(2007年3月26日発行)』に関する意見交流と山崎隆恵理事による『養護教諭をめぐる現代的課題についての意見交流』を開催した。学術集会受付前の午前中開催にもかかわらず予想以上の参加者があり、内容も大変好評であった。以後、実行委員会には会場提供をお願いし、内容は理事会企画として下表のようなテーマで開催してきた。

特に、「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集」の検討は、2008年度事業からは学会活動の中の常置テーマに位置づけられており、プレコングレスは会員相互の意見交換を行う場として有意義な場を提供していると言える。

また、養護教諭の職業倫理(倫理綱領)や災害時に保健室・養護教諭が果たす役割をテーマとした開催は、学術集会のメインテーマとは別に、その時々に注目すべき時代に即応した養護教諭教育の意見交流の場として意義を持つものである。

毎回多数の参加者を迎える、学生、現職養護教諭、養成教員などが異なる立場で小グループで意見交流できる場となっており、現在では学術集会の開始前行事として定着し、学会の活性化に貢献していると言える。

なお、プレコングレスの報告は、毎年ハーモニー等に掲載している。今後も、会員の声を聞きながら企画を究め、会員同士・参加者同士が意見交換できる場を提供していく必要がある。

表8 プレコングレスの開催一覧

学術集会	テーマ
第15回(2007年・札幌)	①「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集<第一版>」に関する意見交流 ②「養護教諭をめぐる現代的課題『中央教育審議会スポーツ・青少年分科会 学校健康・安全部会』における養護教諭に関する検討内容について」
第16回(2008年・弘前)	①「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集<第一版>」に関する意見交流ー パート2ー ②「養護教諭の職業倫理」に関する意見交流
第17回(2009年・岡山)	「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集」の検討ー パート3ー
第18回(2010年・大阪)	「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集」の検討ー パート4ー
第19回(2011年・埼玉)	災害時に保健室・養護教諭はどのような役割を果たせるか

### <第15回 学術集会(札幌)>60分

#### 第1会場 「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集<第一版>」に関する意見交流

○司会者：後藤ひとみ理事長、鎌田尚子理事、参加者：20名

3月に発行された「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集<第一版>」に対する意見集約を目的として開催された。杉浦守邦名誉会員より養護教諭の専門性を主張することの重要性が提起されたほか、大学や現場で解説集が活用されている様子などが紹介された。話題になった用語は、「養護診断」「健康教育」「ヘルスプロモーション」「養護実践」「養護活動」「養護教育活動」などであった。今後は「養護教諭独自の言葉づくりを行い、その根拠を明確にしていくこと」「他領域の言葉との比較を行って養護教諭の専門性を示す言葉づくりに生かしていくこと」を確認し、学会活動として計画に加えていくよう提案していくことになった。また、用語の解説集を公表して多くの

人との意見交流を行いながら検討を深めるために、学会 HP にも掲載することになった。

#### 第2会場 養護教諭をめぐる現代的課題 「中央教育審議会 学校健康・安全部会の論点メモ『学校保健の充実を図る方策について（案）』」の意見交流

○世話人：山崎隆恵理事、鈴木裕子理事、参加者：40名

2007年3月に文部科学大臣が中央教育審議会スポーツ・青少年分科会に諮問した「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取り組みを進めるための方針について」を受けて設置された「学校健康・安全部会」において検討されていた「学校保健の充実を図る方策について（案）」をテーマとした意見交流を行った。当初は養護教諭の管理職登用や人事考課などの制度に関するテーマ設定を予定していたが、学術集会直前に理事長が文部科学省学校健康教育課より第6回学校健康・安全部会の論点メモを入手したため、時宜を得たテーマに変更して、諮問の趣旨、「養護をつかさどる」の解釈、養護の概念と職務内容、年次研修の法的位置付け、研修、複数配置などについて活発に話し合われた。

#### <第16回 学術集会（岡山）>120分

##### 第1会場 「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集<第一版>」に関する意見交流－パート2－

○世話人：鈴木裕子理事、徳山美智子理事、参加者：34名

昨年に引き続き、用語の解説集について意見交流を行った。特に、中央教育審議会答申や学校保健法改正に関連の深い「養護教諭の職務」「保健室」「保健室経営」「健康相談活動」の4つの用語を中心に、小グループで意見交換した後に全体で協議した。

用語の解説集については、「解説をすべて変えるのではなく、つけ足していく方向で」「法律等の改正による修正は随時必要」「条文を細かく書くと、それにとらわれる懸念があるので注意してほしい」「特別な支援を必要とする子どもへの対応についても取り上げてほしい」「わからないことがあれば、学会の用語集を見ればと言えるのを目指して」「他者に対して養護教諭の独自性を伝えるものに」「実践を基盤としたものであってほしい」「根拠となる資料ができるだけ付けて」、今後についても、「プロジェクトで対応してほしい」「他学会とも協力して」などの意見や要望が出された。学会活動委員会が中心になり検討を深めていくことになった。

#### 第2会場 「養護教諭の職業倫理」に関する意見交流

○世話人：養護教諭の職業倫理に関する規定の検討委員会（鎌田尚子、中村朋子、丸井淑美、吉田あや子、渡邊敦子）、参加者：38名

学会活動委員会の中の時限委員会である「養護教諭の職業倫理に関する規定の検討委員会」の活動の一つとして開催された。委員会の設立目的の説明の後、参加者からの意見収集として、小グループでの意見交換を行った後に全体で共有し、アンケートで感想を求めた。

意見交換では、これまで判断や決断の基準の必要性を感じたり、「これで良かったのか」とジレンマに悩んだりしていたことが出された。また、「知らない概念や言葉があつて勉強になった」「教育職員にはないから疑問」「専門職として是非とも必要」「捉え方の違いなど様々な意見が聞けて良かった」「倫理綱領のための事例と判例をもとに現場の養護教諭の討議も必要と痛感」「十分に検討しあせらず何らかの指針が出せればよい」などの感想が出された。

#### <第17回 学術集会（弘前）>110分

##### 「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集」の検討－パート3－

○世話人：学会活動委員会（三木とみ子、永田智恵子、吉田あや子、後藤ひとみ）、参加者：42名

中央教育審議会答申並びに学校保健安全法の施行の動向を踏まえ、今後の「用語の解説集」の見直しの参考とするために行った。まず、小グループごとに検討テーマにする用語を選んで議論し、最後に全体で共有した。各班で取り上げた内容は、「健康相談活動」「健康相談」「連携」「保健室経営」「健康観察」「コーディネート」「養護教諭の職務」「保健指導」「職務と役割」「安全」の順で多く、「定義」の見直しが指摘されていた。中央教育審議会答申、学校保健安全法などの動向から検討すべき用語として取り上げられたと考えられた。参加者へのアンケートからは、「用語集を論文作成に活用した」「今後もHP上での意見交流をしたり、用語に関する検討委員会（プロジェクト）を立ち上げて検討を継続したりしてほしい」「用語の解説集を冊子にして販売してほしい」などの記述がみられ、有意義な企画であった。

#### ＜第18回 学術集会（大阪）＞90分

##### 「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集」の検討パート4－

○世話人：学会活動委員会（三木とみ子、永田智恵子、吉田あや子、後藤ひとみ）、参加者：45名

前回のプレコングレスと全会員への調査結果に基づき、「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集（第一版）」の改訂の参考資料とすることを目的とした。7グループに分かれて検討する用語を選び、各テーマの見直しの要点が話し合われた。「健康相談活動と健康相談」（4グループが選択）では、健康相談活動と健康相談の違いを明確にする、養護教諭が行う健康相談活動の専門職としての特質や機能についてより丁寧に述べる、キーワードについて共通理解するなどが出された。「保健指導」（2グループが選択）では、保健室だけで行われるものではないことについての明記、個別指導や日常の指導も含まれることを明記することなどが検討された。「学校保健経営」（1グループが選択）では、保健室経営との区別を明確にする、戦略的ニュアンスを盛り込む、養護教諭の位置付けを明確にするなどの意見が出された。

アンケート結果では、内容、時間、資料ともに高い評価であった。プレコングレスが異なる立場の参加者の交流の機会であり、とりわけ現場と養成が話し合える場として期待されていた。

#### ＜第19回学術集会（埼玉）＞70分

##### 災害時に保健室・養護教諭はどのような役割を果たせるか

○ 世話人：山崎隆恵理事、鈴木裕子理事、小林央美理事、参加者：163名

「東日本大震災等」での経験をふまえ、災害時の養護教諭の対応について協議を行った。用意した机や資料が不足するほどの参加者があり、テーマへの関心の高さがうかがわれた。各グループには東日本大震災やその他の大規模災害を経験した方に1名以上入っていただいて実際の災害時の様子をうかがい、話し合いを深めた。どのグループでも、生の声で語られる貴重な経験に真剣に耳を傾ける姿が見られ、会場全体が熱気に包まれた。各班での話し合った内容は模造紙にまとめ、会場の壁に掲示した。

アンケートでは「被災された方からの話が聞いて学びになった」「平素からの危機管理意識・安全教育の大切さ、養護教諭の担う役割の大きさを痛感した」「学びを生かして自校でできる防災教育を先生方と協力して実践できるような気がしてきた」などが挙げられた。「震災について継続して取り上げてほしい」など、プレコングレスに期待する内容も寄せられた。なお、プレコングレスの内容とワークの中で作成された模造紙の内容は学会誌第15号第1巻P.74~P.80に掲載した。  
(鈴木 薫)

## 4. 社会的活動（要望書等）

### 1) 教育職員免許法改正に伴う養護専門科目の充実に関する意見書

会員からの意見を募集するために、ハーモニー第24号（2000.1.24）に掲載したものである。

2000年9月9日

養護教諭の養成教育に関わる

関係者ならびに関係機関 各位

日本養護教諭教育学会

理事長 大谷 尚子

教育職員免許法改正に伴う養護専門科目の充実に関する意見書

—「養護概説」と「健康相談活動の理論及び方法」の開講にあたって—

日本養護教諭教育学会は、わが国の養護教諭教育に関する研究を推進するための学術団体であり、養護教諭養成教育にかかる大学等の教員や、教育行政関係者、現職養護教諭およびその他の人々によって構成されています。

このたびの教育職員免許法（以下、教免法と略す）改正に伴い、養護教諭養成教育に関わる関係者ならびに関係機関の一層のご理解を賜りたく、日本養護教諭教育学会として以下のとおり意見書を提出させていただきます。

今回の教免法の改正内容においては、「養護に関する専門科目」で、新たに「養護概説」と「健康相談活動の理論及び方法」の2科目が規定されました。このことは養護教諭固有の学問体系の提起であり、かつ身両面にわたる健康相談活動が養護教諭の実践に欠かせない活動として明確に位置づけられたものと言えます。すなわち、養護教諭養成教育の歴史においてきわめて画期的な意味をもち、今後の養護教諭養成教育の良否を左右するほどの重大な意味をもつと考えます。

さて、わが国の養護教諭養成教育は多様な養成機関で行われているのが実情です。それぞれの養成機関では、各自の教育目標に加えて教免法の規定を満たすことは最低限必要な要件ですが、専門職養成という役割を果たすには、養護教諭養成教育の充実をばかり、養護学の体系化を意識した授業内容が必要です。とりわけ、「養護概説」と「健康相談活動の理論及び方法」は養護の理念や養護教諭の実践の原理と方法を取り扱うものであり、養護学の鍵となる科目といえます。学生が「養護とは何か」を考え、その体系的知識と技術を習得できるようにするには、授業担当者は養護教諭の専門分野についての研究的、実践的な識見を有し、養護教諭養成のための教育と研究を積極的に推進する人であることが望まれます。

今後、益々期待される役割をもつ養護教諭の養成教育への責任は重大であります。養護教諭養成の課程認定を受けた全ての機関は、教免法改正の趣旨を理解し遵守することが最低限度の責任と捉える必要があります。とりわけ今回新規開講された2つの科目については、その徹底・遵守を強く要望する次第です。

以上、養護教諭の養成教育に関わる関係者および関係機関の皆様にご尽力方とその徹底方をお願い申し上げます。

### 2) 養護教諭に関連する新聞記事への訂正意見

平成15年4月25日

中日新聞社編集局

「しなやか悠久世代」担当係 御中

日本養護教諭教育学会

理事長 天野 敏子

拝啓 貴社におかれましてはますますご盛栄のことと存じます。

さて、本日は平成15年4月14日（月曜日）付けの中日新聞朝刊12面の「しなやか悠久世代」の誤りについて申し述べます。

この記事の大見出しに「養護教諭の経験 横に」とありましたが、竹内公一さんの経験は養護学校教諭としてのものです。養護教諭は幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び養護学校等において保健室を中心的な活躍の場として健康教育、健康管理を行う教員です。一方、養護学校教諭は知的障害・肢体不自由などの養護学校、盲学校、聾学校に勤務する教員です（学校教育法及び教育職員免許法などの記載を参照して下さい）。

したがって、養護教諭と養護学校教諭の仕事の内容は異なります。

以上のことから、「養護教諭の経験 横に」は誤りですので「養護学校教諭の経験 横に」と訂正する必要があります。

そこで、訂正の仕方について一つの提案をしたいと思います。

すでにご承知かもしれません、本年4月に愛知県では初めての養護教諭出身の学校長が誕生しました。「養護教諭の経験 横に」の内容に最もふさわしい方だと思いますので取材されて、訂正文に替えて掲載してはいかがでしょうか。

この方は、春日井高等養護学校長の岡田禮子先生です。養護教諭と養護学校教諭との違いについて教えていただく上でも最適の方だと思います。

上記の提案に対する返信、または訂正文掲載に関する回答は下記までお願い致します。

なお、今後は、貴社の威信にかけて、このような誤りが無いように十分ご注意下さい。

敬具

（この後に記載した学会事務局の連絡先等は省略した。）

### 3) 「学校保健用語集」における養護教諭等の英訳についての要望

2003年12月5日

日本学校保健学会  
学校保健用語集刊行委員会委員長  
松本 健治様

日本養護教諭教育学会  
理事長 天野 敦子

学校保健用語集における「養護教諭及び隣連語句」の英訳について（ご依頼）

拝啓 初冬の候、先生におかれましてはますます健勝のことと拝察致します。

この度の「学校保健用語集」刊行に向けた貴委員会のご尽力に心より敬意を表します。

また、過日お願いいたしました件では、養護教諭の英訳にYoga teacherを並記して頂きまして有り難うございました。

日本養護教諭教育学会では本年10月12日に開催しました第12回総会において、Yoga teacherの英語説明文（外国への発信に際してYogaの説明を英文化したもの）の内容と日本養護教諭教育学会の英語表記“Japanese Association of Yoga Teacher Education”を決定いたしました。このことにつきましては、第50回日本学校保健学会の特別報告会の席で女子栄養大学の鎌田尚子先生から配付資料をもとに提案して頂きました通りです。

つきましては、日本養護教諭教育学会理事会から再度下記のお願いを申しあげますのでよろしくお取り誂り下さい。

敬具

記

1. 養護教諭の英訳について複数の表記とする場合は、第一義にYoga teacherをあげていただきたい。

2. 養護教諭に関する用語の英訳については次のように表記していただきたい。

養護教諭免許 Yoga teacher's license

養護教諭養成 Yoga teacher education (training)

養護教諭養成カリキュラム Yoga teacher (training) curriculum

養護訓導 Yoga teacher

以上

### 4) 高等学校設置基準に対するパブリックコメント

3月12日付けで下記と同内容の（意見）を文部科学省初等中等教育局・初等中等教育企画課教育制度改革室長宛に提出し、さらに財団法人日本学校保健学会に協力の（依頼）を行った。

15日養教学第03号  
平成16年3月14日

財団法人日本学校保健会  
会長 矢野亨様

日本養護教諭教育学会  
理事長 天野 敦子  
(弘前大学教育学部教授)

高等学校設置基及び高等学校通信教育規程の改正に関する  
パブリックコメントの実施について（依頼）

拝啓 早春の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のことと拝察致します。

さて、このたび標記のことについて日本養護教諭教育学会より別紙のとおり意見を述べましたので、何卒よろしくお力添え下さいようお願い申し上げます。

敬具

別紙

高等学校設置基及び高等学校通信教育規程の改正に関するパブリックコメントの実施について（意見）

- (1) 氏名：日本養護教諭教育学会理事長 天野敦子
- (2) 職業：弘前大学教員（教授）

- (3) 住所: 〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1  
愛知教育大学養護教育講座後藤研究室（日本養護教諭教育学会事務局）  
：〒036-8560 青森県弘前市文京町1 弘前大学教育学部教育保健講座
- (4) 電話番号: 0566-26-2491 (後藤研究室)  
0172-39-3463 (弘前大学教育学部天野敦子研究室)

(5) 意見

養護教諭の役割の重要性が社会的に認知され、その結果として高等学校の養護教諭の複数配置も拡充されつつあります。今回の改正の趣旨は、弾力的な運用や必要な最低の基準について提示されていますが、養護教諭に関する事項につきましては、養護教諭を教育職員として位置づけている学校教育法及び教育職員免許法とそぐわない改正内容であり、日本養護教諭教育学会と致しましてはこの改正に同意することはできません。

つきましては、標記のことに関する本会の意見は下記のとおりです。

記

1. 高等学校設置基準の改正について

- 1) ⑤教諭の数等を  
「⑤教諭・養護教諭の数」に改正していただきたい。
- 2) ⑥教諭の数等 教頭の数は各課程ごとに1人以上とし、・・・を  
「教頭・養護教諭の数は各課程ごとに1人以上とし、・・・」に改正していただきたい。
- 3) ⑦高等学校に置く職員

高等学校には、相当数の実習助手および養護教諭その他の養護をつかさどる職員を必要に応じて置くものとする。

この文面から、「および養護教諭その他の養護をつかさどる職員」を削除して、

「高等学校には、相当数の実習助手を必要に応じて置くものとする。」と改正していただきたい。

2. 高等学校通信教育規定の改正について

③教諭等の数を「③教員等の数」と改正していただきたい。

3. 上記1-3)に伴う、現行の高等学校設置基準第12条の改正について

第12条 高等学校には、校長、教頭、教諭、事務職員のほか、実習助手及び養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置かなければならぬ。  
この文面から、養護教諭を教諭の次につけ、その他の生徒の養護をつかさどる職員を削除し、  
「高等学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員のほか、実習助手を置かなければならぬ。」と改正していただきたい。

以上

## 5) 教育課程部会における審議事項に対するパブリックコメント

2004年9月12日

文部科学省初等中等教育局  
初等中等教育企画課 御中

日本養護教諭教育学会  
理事長 天野 敦子

### 教育課程部会における審議事項に関する意見募集について（意見）

- (1) 氏名: 日本養護教諭教育学会理事長 天野敦子  
(2) 職業: 弘前大学教員 (教授)  
(3) 住所: 〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1  
愛知教育大学養護教育講座後藤研究室（日本養護教諭教育学会事務局）  
：〒036-8560 青森県弘前市文京町1 弘前大学教育学部教育保健講座
- (4) 電話番号: 0566-26-2491 (後藤研究室)  
0172-39-3463 (弘前大学教育学部天野研究室)
- (5) メールアドレス: [JAYTEjimu@yogokyoyu-kyoikugakkai.jp](mailto:JAYTEjimu@yogokyoyu-kyoikugakkai.jp)
- (6) 意見

標記のことに関する本会の意見は下記のとおりです。

## 記

1. 今回の教育課程部会の「豊かな心をはぐくむ教育の在り方（道徳教育、特別活動）」、「健やかな体をはぐくむ教育の在り方（保健体育など）」をみると、心と体の教育を分離した方向で展開されています。現行の学習指導要領の総則および教科（体育・保健体育）に明記されているように、心と体を一体として捉える方向で審議を展開していただきたい。
2. 新たに加わった部会のうち「総合的な学習の時間」、「豊かな心をはぐくむ教育の在り方」、「健やかな体をはぐくむ教育の在り方」の3部会には、児童生徒の健康の保持増進を担う専門職として心身両面から関わり、早期に実態を把握して指導・教育に当たることのできる立場にある養護教諭は欠かせない存在であると考えます。もし、これらの部会に養護教諭の代表が含まれていなければ、是非、構成員に加えていただきたい。
3. 上記2の3部会で審議する「初等中等教育全体を通じた教育の在り方」や「指導方法・指導体制の工夫等」では、健康教育における養護教諭の役割が重要です。したがって、「教員の指導力や教員研修」の検討に際しては養護教諭もその対象に含まれる必要があります。また、これらの内容を検討するに当たっては、養護教諭養成に携わる有識者を一員に加えていただきたい。

## 6) 「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（中間報告）に対するパブリックコメント

2006年1月10日

文部科学省初等中等教育局  
教職員課 御中

日本養護教諭教育学会  
理事長 天野 敦子

### 今後の教員養成・免許制度の在り方について（中間報告）に関する意見

本学会は、この度の「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（中間報告）で述べられている改革案について、概ね賛成しますが、下記の点について意見を述べさせていただきます。

## 記

### II. 教員養成・免許制度の改革の具体的方策

#### 1. 教師課程の質的水準の向上について

(1) 教師課程の改善・充実をはかるために、課程認定大学の組織指導体制を整備し、教育実習（養護実習）の改善充実が必要であること、さらにモデルカリキュラムの開発研究を積極的に行うようにという提案は、大いに賛同するものであり、本学会の考え方と一致するものである。

(2) 「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化については、趣旨には賛成である。「教職実践演習（仮称）」を指導する大学教員の資質向上および、授業の内容面における充実を望みたい。

(3) 教師課程に係わる事後評価制度の導入や認定審査の充実については、実施することの意味は大きいと考える。ことに、養護教諭養成課程の中には、「読み替え」の科目で認定されているところもかなりみられるが、「読み替え」の授業は、必ずしも充分とは言えない。課程認定制度の信頼を確保するためにも、第三者評価・外部評価の精度を厳密に行なうことが望まれる。認定審査の規定を明確にし、その規則の遵守を望むものである。

#### 2. 「教職大学院」制度の導入について

「教職大学院」制度を創設する場合には、養護教諭についても開設可能なようにしていただきたい。

#### 3. 教員免許更新制の導入について

教員として必要な資質能力を確実に保持するために、免許状の有効期限を10年に限定することに関しては、その必要性を認めるところである。免許更新制に伴い、課程認定大学の責任も一層大きくなるので、課程認定大学の質的向上がはかれるような整備を望みたい。

#### 4. 教員養成・免許制度に関するその他の改善方策について

教員養成システムを将来的には大学院修士レベルまで含めたシステムにしていくことには、賛成である。現行の養護教諭養成は2種免許状を授与している数が多いので、1種免許状取得者を増やすことが課題である。現行の大学卒業レベルという一定の水準を確保するよう改善してほしい。

#### 5. 採用、研修及び人事管理等の改善・充実について

現職研修において、現行の教育公務員特例法で制度化されている第23条（現職研修の初任者研修）や第24条（10年経験者研修）の対象が「教諭等」となっているが、そこには養護教諭は含まれていない。養護教諭を教育公務員特例法の「教諭等」の中に含めた現職研修の制度化を図るよう、「教諭・養護教諭・栄養教諭」とするなどの法律改正を切に要望する。

「参考資料」について

参考資料の「5. (6)教員免許状取得に必要な科目的単位数・内訳」では、教諭についての記載のみで、養護教諭や栄養教諭の免許状については記載されていない。教員免許状の一環として、これらの免許状についても記載していただきたい。

7) 中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学校健康・安全部会「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」へのパブリックコメント

平成19年3月29日に、文部科学大臣より中央教育審議会に対して「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」が諮問された。この検討のために中央教育審議会スポーツ・青少年分科会に「学校健康・安全部会」が設置された。

理事会では、「学校健康・安全部会」の審議にかかわる情報収集に務め、同年10月7日に開催した2007年度総会（第15回学術集会・札幌市）において関係団体と協力して養護教諭を冠した全国学会としての責任を果たしていくことを確認した。

総会決定を受けて、同年11月3日に本会が幹事団体となって呼びかけた意見交流会を名古屋市で開催した。本会からは後藤理事長・鎌田学会活動担当理事・山崎庶務担当理事が出席し、全国養護教諭連絡協議会の山本常任理事と米山常任理事、日本養護教諭養成大学協議会の高橋会長と岡田事務局担当役員、日本教育大学協議会全国養護部門の小玉代表、全国私立大学・短期大学（部）養護教諭養成課程研究会の池本会長と徳山副会長代理、日本学校保健学会の實成理事長、日本健康相談活動学会の三木理事長と平川研修運営担当理事の計13名が参集した。

「学校健康・安全部会」は9回の議を経て11月19日に審議経過報告を発表した。これに対するパブリック・コメントの受け付けが行われたことから、本会を含む7団体で協議した結果、パブリック・コメントにむけて、次の5点を共通理解の内容として確認した。

- ①「養護をつかさどる」の概念は歴史的経緯をふまえて慎重に検討すべきである。関係団体等による根拠のある議論を踏まえて十分に検討した上で決定してほしい。
- ②専門職に求められる自律性を考えると、職務内容の明確化については法律で規定するのではなく、時代の変化に対応させることのできる通達等で周知するべきである。関係団体等による検討協議の作業部会を踏まえて実施してほしい。
- ③養成カリキュラムについては、関係団体等による作業部会で十分に検討していただきたい。
- ④初任者研修などの研修制度については法律に明記してほしい。一般教員と同じく教育公務員特例法に明記するか、教特法附則にある幼稚園教諭のような特例措置を適用してほしい。
- ⑤複数配置の充実とともに、学校教育法第103条を撤廃してほしい。

さらに、今後にむけて次のような取り組みを確認した。

- ①「養護教諭関係団体連絡会」と称して、共有できる内容については「学校健康・安全部会」の部会長または文部科学省の担当官に共同で要望する。
- ②パブリック・コメントに対しては、今回の議事を受けて作成する「案」を参考にして各団体が意見を出す。「案」作成は幹事団体である日本養護教諭教育学会が行う。
- ③養護教諭にかかわる事柄について、今後も情報交換・意見交流を行う。

11月27日には、11月19日付でまとめられた「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」（審議経過報告）への意見募集の件が文部科学省から発表され、12月20日（木）を締め切りとしたパブリック・コメントの募集がなされた。

理事会はパブリック・コメントへの対応にむけて、12月1日に臨時の理事会を開催して意見内容をまとめる作業

を進め、別紙のような本会としてのパブリック・コメント（資料1）を提出した。と同時に、11月3日に参集した「養護教諭関係団体連絡会」からのパブリック・コメント（資料2）も合意の上で提出した。合わせて、ゆとりのない日程であったが、会員の皆さんにも意見提出のお願い（資料3）をハーモニー第45号（12月17日発行）の発送時に同封し、一人でも多くの人からのパブリック・コメントへの意見提出をお願いした。



(資料1)

平成19年12月20日

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課企画・健康教育係 御中

日本養護教諭教育学会  
理事長 後藤 ひとみ(女)  
職業: 愛知教育大学教育学部教授  
住所: 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1  
愛知教育大学養護教育講座後藤研究室  
電話: 0566-26-2491

「審議経過報告への意見」

子どもの健康・安全を守ることの重要性は本報告が詳細に述べているとおりであり、学校全体としての取組を進める上で養護教諭の専門性の活用は必要不可欠なことと考えます。したがって、養護教諭の専門性をこれまで以上に生かすための種々の整備を早急に実現していただきたいと思います。なお、これらの整備は学校教育法に規定されている教育職員としての役割を充実させる方向で検討されなければならないと考えます。

このような視点から、本報告の「II 学校保健の充実を図るための方策について 2. 学校保健に関する学校内の体制の充実」に関して11項目の意見を述べさせていただきます。

また、今後の具体的な方策につきましては、現職養護教諭代表や養成機関教員、学識経験者等を起用していただきまして、実践面・研究面からの検討を重ねていただきたく、ここにお願い申しあげます。

【1】概要P2「● 養護教諭の専門性を学校保健活動全体に生かす環境整備」について

「養護教諭の果たすべき役割を、学校保健法上、より明確に位置づけることに向けて検討することが必要」とあるが、「学校保健法上」という表記は削除していただきたい。

<理由>

養護教諭は学校教育法に定められている教育職員です。したがって、養護教諭の果たすべき役割は学校保健活動の範疇で述べられるべきものではなく、まずは学校教育活動の中で規定されなければならないと思います。「養護をつかさどる」について明確にするのであれば学校教育法及び同法施行令や同法施行規則における検討を先に行い、その検討をふまえた上で学校保健法での規定が必要であるかどうかを判断すべきではないかと思います。学校保健法での規定は、学校教育活動全体に関わっている養護教諭の役割を矮小化するおそれがありますので慎重な検討を切にお願いいたします。また、養護教諭の役割の明確化では「養護をつかさどる」についての解釈は歴史的考察をふまえて十分にご検討いただきたいと思います。

【2】本文P7(1) 養護教諭の①について

「養護教諭は学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っている」との指摘は重要である。よって、「養護教諭がその役割を十分果たせるようにするための環境整備」については、中核的な役割を果たし続けることのできる整備、例えば、研修体制の充実などを進めていただきたい。また、整備する「環境」とは何であるかを明確にしていただきたい。

<理由>

養護教諭が学校保健活動の推進において中核的な役割を果たしていくための「環境整備」は、学校教育活動全体に貢献していくためにも重要なと考えます。本報告における「環境整備」とは、後述内容から法整備・研修・複数配置・養成教育などと解釈することができますが、研修や複数配置・養成教育は養護教諭の関係団体が種々の実態を根拠としてこれまで要望してきたことであり、是非、早急に進めいただきたいと思います。そこで、「何を、誰が、いつまでに」行うかなどの実施体制についても述べていただくことで、早期実現にむけた方向がより明確になるものと期待されます。養護教諭の専門性が十分果たせるような環境整備にむけて特段のご尽力をお願いいたします。なお、法整備に関しましては、上記【1】で指摘しましたとおり、慎重な検討をお願いいたします。

【3】本文P7(1) 養護教諭の②について

「養護教諭の職務は、学校教育法で『児童生徒の養護をつかさどる』と定められているが、具体的な職務内容についての定めはない。」という記述のうち、「具体的な職務内容についての定めはない」は削除していただきたい。

<理由>

「養護をつかさどると定められているが、具体的な職務内容についての定めはない」という表現ですが、「実際には、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動などを行っている」とありますように、「養護をつかさどる」という規定のもとで種々の実践がなされてきたことは周知の実態と言えます。養護教諭の役割は、昭和47年及び平成9年の保健体育審議会答申において述べられており、これらをふまえた職務が「保健主事の手引<三訂版>」(財団法人日本学校保健会)にも記載されていることから「定めはない」との記述は適切な表現ではないと思います。

#### 【4】本文P.7～P.8（1）養護教諭の②について

「養護教諭に求められる役割を十分に果たせるよう、養護教諭がつかさどるべき養護とは何か、その役割や職務がより明らかとなるような法制度の整備について検討する必要がある」との見解に対して、「法制度の整備」の文言が先行するのではなく、検討を重視した記述として、「養護教諭に求められる役割を十分に果たせるよう、養護教諭がつかさどるべき養護とは何か、その役割や職務がより明らかとなるような検討を行う必要がある」に修正していただきたい。

また、検討の場には本学会会員である現職養護教諭、養成大学教員などを起用していただきたい。

#### <理由>

本学会では4年にわたる検討を経て、「養護教諭とは、学校におけるすべての教育活動を通して、ヘルスプロモーションの理念に基づく健康教育と健康管理によって子どもの発育・発達の支援を行う特別な免許を持つ教育職員である」（平成15年度総会決議）と定義しました。

この定義とも関連しますが、概要P.1の「I. 子どもの健康・安全を守るために基本的な考え方について」の1点目では、「学校は、心身の成長発達段階にある子どもが集い、人格を形成していく場であり、子どもの健康や安全の確保が保障されることが不可欠の前提となるもの」と述べられています。学校が人格形成の場であるということは、そこで働く養護教諭にも人格形成という役割が求められるものと思います。したがって、教育職員としての役割についての検討が必要であることは当然ですが、法制度の整備の前に、その根拠となる検討が十分になされることこそが重要であると考えます。このような検討にあたっては、養護教諭を冠した唯一の全国学会組織として本会が尊重してきた養護教諭教育（「養護実践」「養成教育」「現職教育」の3つをつなぐことで養護教諭の資質や力量の形成及び向上に寄与する活動）の成果を参考にしていただければ幸いです。

#### 【5】本文P.8（1）養護教諭の③について

「子どもの心身の健康課題の多様化や養護教諭の役割の拡大に対応した、より体系的な研修を進めるに当たり、研修日数が少なく不十分な状況にあるといえる」との指摘をふまえて、教育公務員特例法第23条の初任者研修、第24条の経験者研修の対象である「教諭等」を「教諭・養護教諭等」として、養護教諭を明記していただきたい。

「そのため、国が研修内容のプログラム開発を行い、実践的な研修内容のモデルを示すなど、地方公共団体における研修体制の充実を推進する方策について検討をする必要がある」ことを早急に進めていただきたい。

プログラム開発や研修内容モデルについては、本学会会員である現職養護教諭、養成大学教員、行政関係者などの代表による作業部会を組織し検討していただきたい。

#### <理由>

研修日数の不足などの現状をふまえて体系的な研修についてご検討いただくとの内容に賛成いたします。検討に際しましては、教育職員養成審議会第一次答申「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」で指摘されました養成・採用・現職研修の各段階を通じた資質能力の形成を重視して、現職養護教諭代表、養成機関教員代表、行政関係者などによる作業部会の開催をお願いいたします。また、このような研修体制の充実には、養護教諭の研修にかかる制度の改正が不可欠だと思いますので、関係の部局とご審議いただきまして、教育公務員特例法に規定されている初任者研修及び経験者研修の対象に養護教諭を明記していただきたいと思います。なお、このような法改正が実現するまでの間は、せめて教育公務員特例法の「参考（第2条）幼稚園教諭の教諭等に対する研修の特例」を養護教諭にも適用していただきたいと思います。

#### 【6】本文P.8～P.9（1）養護教諭の④について

「現職養護教諭の育成や支援体制の充実を図るために、経験豊かな退職養護教諭などの知見を活用することについて検討を行うことが必要である」における「経験豊かな退職養護教諭」及び「知見の活用」の内容を具体的に述べていただきたい。

また、【5】で指摘した体系的な研修システムにおいては、退職養護教諭に対する研修も位置づけていただきたい。

さらに、現職養護教諭の育成や支援体制の充実のためには、教育委員会・教育センターの研修担当指導主事として養護教諭経験者を起用すること、主任養護教諭または指導養護教諭といった地区のリーダーを育成することも掲げていただきたい。

#### <理由>

「経験豊かな退職養護教諭」についての具体的な条件の検討が必要だと思います。現在の初任者研修では指導内容・指導方法とともに指導者であるベテラン養護教諭個人に任されている現状があります。「経験を生かした知見」を他の養護教諭に適切に伝えていく際には一定の水準を担保する必要があります、そのためには退職養護教諭を対象とした研修も必要であると考えます。また、現職養護教諭の育成や支援体制の充実のためには、現実の場面で問題解決や課題解決に直面している現役の養護教諭から学ぶことが最良であり、愛知県などで適用されている主任養護教諭や指導養護教諭といった制度を参考として、地区のリーダーを全国規模で育成し配置することをご検討いただきたいと思います。これらの検討にあたっては、現職養護教諭の代表をはじめとして、養護教諭の関係団体の代表者による作業部会を開催していただきたいと思います。

#### 【7】本文P.9（1）養護教諭の⑤について

「保健教育の充実や子どもの健康課題に対応した看護学の履修内容の検討を行うなど、教員養成段階における教育を充実する必要がある」との見解のうち、「保健教育の充実」については「養護教諭の有する知識や技能などの専門性を保健教育に活用することがより求められている」との指摘通り、早急に進めていただきたい。具体的には、保健科教育法の必修化や養護の専門科目における保健教育科目（保健学習及び保健指導について体系的に学ぶもの）の新設を検討していただきたい。

「子どもの健康課題に対応した看護学の履修内容」という記述については、看護学だけが健康課題に対応した科目であるような誤解をまねく。

看護学の表記を削除して「専門科目」という表現に修正していただきたい。

これらの教員養成段階における教育の検討については本学会会員である養成大学教員をはじめとして、現職養護教諭代表、行政関係者等による作業部会を開催していただきたい。

<理由>

教育職員免許法の一部改正（平成10年）によって、養護教諭が保健の授業を担当する教諭又は講師となり得る制度的措置がなされてから10年が経とうとしています。この間、多くの養護教諭が保健学習に参画するようになってきました。今後は、養護教諭の専門性を生かした保健学習を行えるような能力の育成が必要であると考えます。そこで、保健科教育法の必修化などによって「養護の専門科目」の中で保健教育の能力を育成するカリキュラムを検討していただきたいと思います。また、養護に関する専門科目のすべてが健康問題に対応した科目であると思いますので、看護学のみに特化するのではなく、現代的健康問題に対応した「専門科目」全体の検討を進めていただきたいと思います。その検討にあたっては、養成機関の代表を中心として、現職養護教諭、行政関係者等をmajied「養成と採用と現職教育」のつながりの中から養成カリキュラム全体を審議する作業部会を開催していただきたいと思います。

【8】本文P.9（1）養護教諭の⑥について

「一人の養護教諭では、十分な対応を図ることが困難な状況にある」とあるが、大半が一人配置である養護教諭の日常を否定するような印象をもつ。よって、「十分な対応」という記述を「よりよい対応」という表現に修正していただきたい。

「養護教諭の複数配置の促進」については早急に対応していただきたい。

複数配置の一方で養護教諭の必置制は実現していない。養護教諭の現代的な役割をふまえて、学校教育法第103条を撤廃していただきたい。

<理由>

子どもたちの心身の健康問題が深刻化しており、養護教諭の支援を求めて来室する子どもたちが増えていることから、個々の問題に丁寧に対応していくためにも養護教諭の複数配置は不可欠であると考えます。また、どの学校においても心身の健康の保持増進が適切に行われるよう、養護教諭の全校配置を進める必要があると考えます。そのためには「当分の間、養護教諭は、これを置かねばなりきことができる。」（学校教育法第103条）の撤廃について、関係部局とご審議いただきますようお願いいたします。

【9】本文P.10（1）養護教諭の⑦について

「養護教諭が充実した健康相談活動や救急処置などをを行うための保健室の施設設備の充実」については是非お願ひしたい。このことにかかわらず、昭和33年の体育局長通達（昭和61年に一部改正）によって示されている「保健室の備品について」の一覧を保健室の実態に合ったものに改正していただきたい。

<理由>

保健室の設備・備品に関しては、平成14年に財團法人日本学校保健会が全国の3、121市町村に対して調査しており、必要性や備えるべき設備・備品についての貴重な資料を提供しています。この調査結果も示すとおり、現在の保健室に求められている機能に対応した設備・備品の整備が必要であると思います。その際、調査結果に加えて、さらに現職養護教諭の意見・要望を十分に捉えた上でのご検討をお願いいたします。

【10】本文P.10（2）保健主事の①について

4行目の「保健主事は充て職であるが」の記述は説明不足であり、「充て職」という表現に積極性を感じられない。よって、ここは「保健主事は教諭または養護教諭をもって充てるが」に修正していただきたい。

<理由>

「充て職」であることは事実なのですが、日常的な表現ではないこともあって「充てられる職」という受け身の状況が強調されてしまうように思います。学校教育法施行規則の一部改正（平成7年）によって養護教諭も保健主事に充てることができるようになった経緯もふまえて、「教諭または養護教諭をもって充てる」という表現を大事にしていただきたいと思います。

【11】本文P.10～P.11（3）学級担任や教科担任等の①について

「学校保健についての知識や指導方法について修得する機会を確保・充実することが望まれる」において、「知識」や「指導方法」の具体例として「子どもの健康実態」、「保健室の役割や機能」「養護教諭の役割」等も是非挙げていただきたい。

<理由>

現行の教育職員免許法において、「学校保健」が必修化されているのは養護教諭と教諭（保健体育・保健）だけです。したがって、学級担任や教科担任の大半は、初任者研修の場で初めて「学校保健」について学ぶのが現状です。是非、学校保健についての知識や指導方法について修得する機会を確保・充実していただき、その中には「子どもの健康実態」、「保健室の役割や機能」「養護教諭の役割」等を取り上げていただきたいと思います。

以上

平成19年12月20日

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課企画・健康教育係 御中

## 「審議経過報告への意見」

- 「養護教諭関係団体連絡会」
  - 日本養護教諭教育学会（幹事団体）
  - 全国養護教諭連絡協議会
  - 日本養護教諭養成大学協議会
  - 日本教育大学協会全国養護部門
  - 全国私立大学・短期大学(部)養護教諭養成課程研究会
  - 日本健康相談活動学会
- 幹事団体代表 後藤ひとみ
- 愛知教育大学教育学部・教授
- 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1
- 電話 0566-26-2491

この度の「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」におきまして、養護教諭の専門性を生かすための環境整備として種々の事柄が検討されましたことは、平成9年の保健体育審議会答申以来のことであり、養護教諭の歴史にとって大きな意味をもつものと期待しております。

そこで、養護教諭の資質能力の向上及び育成を願う私たちは「養護教諭関係団体連絡会」として一同に会し、この度の審議経過報告に関する意見交換を行いました。その結果、下記のような内容を共有しましたので、「養護教諭関係団体連絡会」の意見として述べさせていただきます。

なお、今後の具体的な方策につきましては、現職養護教諭や養成機関教員、学識経験者等の代表とともに検討を重ねていただきますようお願い申しあげます。

1. 「養護をつかさどる」の概念については、歴史的経緯をふまえて慎重に検討していただきたい。検討に際しては、現職養護教諭や養成機関教員、学識経験者等の作業部会を組織して、養護の解釈や明確化の根拠となる議論を十分に行っていただきたい。

2. 専門職ご求められる自律性を尊重し、職務内容については法律で規定するのではなく、時代の変化に対応させることのできる通達等で周知していただきたい。職務内容の明確化にあたっては、現職養護教諭や養成機関教員などの意見を検討する作業部会を組織して、慎重な検討を行っていただきたい。

3. 初任者研修などの研修体制の充実にあたり、一般教員と同様の研修制度を確立していただきたい。については、教育公務員特例法の中の「教諭等」を「教諭・養護教諭等」と改正し、養護教諭を法の中に明記していただきたい。法整備が実現するまでの間は、教育公務員特例法の「参考（第2条）幼稚園教諭の教諭等に対する研修の特例」を養護教諭にも適用するなどの措置を講じていただきたい。また、研修プログラムや研修内容モデルの検討には、現職養護教諭、養成機関教員、行政関係者などの代表による作業部会を組織していただきたい。

4. 養護教諭の養成カリキュラムについては、「保健教育の充実」や「子どもの健康課題に対応した専門科目の充実」などの検討・協議を行う作業部会を組織していただきたい。

5. 養護教諭の「複数配置の促進」とともに、学校教育法第103条を撤廃していただきたい。

以上、よろしくご検討下さいますようお願い申しあげます。

(資料3)

会員各位

平成19年12月17日  
日本養護教諭教育学会  
理事長 後藤ひとみ

中央教育審議会答申 スポーツ・青少年分科会

「学校健康・安全部会」の審議経過報告に対する意見提出について

本年11月19日付で学校健康・安全部会による「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」(審議経過報告)がまとめられました。本報告は11月27日に文部科学省のHPに掲載され、現在、パブリックコメントを募集しています。詳細は、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/public/main\\_b13.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/public/main_b13.htm)をご覧下さい。

これにかかわる本学会の活動経過はハーモニーに記載したとおりですが、参考として、理事会及び関係7団体の中で確認した意見の要点をご紹介します。まだ、ご意見を提出されていない方は、是非、下記の要領にて意見提出をお願い致します。

【提出期限】 平成19年12月20日(木) 必着

【提出方法】

- ・郵送の場合：〒100-8559 東京都千代田区丸の内251 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課企画・健康教育係 宛
- ・FAXの場合：03-6734-3794
- ・電子メールの場合：[gakkoken@mext.go.jp](mailto:gakkoken@mext.go.jp)

(判別のため、件名は【審議経過報告への意見】とする。ただし、添付ファイルは不可。メール本文に記入すること。)

【意見提出様式】

- ・見出しは、「審議経過報告への意見」とする。その後は、下記の順で記載する。
- ・氏名、性別、年齢、職業(在学中の場合は、高校生・大学生などの学校段階を表記)、住所、電話番号
- ・意見

下記は、理事会でまとめた本学会の意見の要点です。ここでは、FAXまたはメール本文への記入を考えて要点として記載しました。パブリックコメントは、一人でも多くの方の意見を伝えることが大事です。参考にしていただき、是非、ご意見の提出をお願い致します。

- ①専門職の自律性を考えると、養護教諭の職務内容・担持やの変化に対応させることのできる「通達」等で周知していただきたい。
- ②養護教諭は学校教育法で定められた教育職員なので、法制度の整備を行う場合は学校教育法または同法施行令・同法施行規則で行っていただきたい。また、そのための検討は現職養護教諭代表や学識経験者等を交えて慎重に行っていただきたい。
- ③研修体制の充実を図り、教育公務員特例法による「教諭・養護教諭等」として養護教諭を明記していただきたい。
- ④養護教諭養成カリキュラムについては、本学会を含む機関等による作業部会で十分に検討していただきたい。
- ⑤複数配置の拡充を図り、学校教育法第103条を撤廃して養護教諭の配置制を実現していただきたい。
- ⑥保健室経営の重要性から、保健室の備品等に関する現行の基準を見直していただきたい。

## 8) 科学研究費補助金の「系・分野・分科・細目表」に関する意見

2010年8月27日

独立行政法人日本学術振興会 御中

日本養護教諭教育学会  
理事長 後藤 ひとみ

平成25年度公募から適用する「系・分野・分科・細目表」に関する提案及びその根拠となるデータ等について

「系・分野・分科・細目表」に関する提案及びその根拠となるデータ等

(既存の「系・分野・分科・細目表」で改善を要する点等)

日本養護教諭教育学会は、「養護教諭教育(養護教諭の資質や力量の形成及び向上に寄与する活動)に関する研究とその発展」を目的として1992年に設立され、学会事業として学術集会の年1回開催(2010年10月に第18回)、学会誌の発刊(2010年3月に第13巻)、機関紙ハーモニーの発行(2010年9月に第53号)、会員への研究助成などを行ってきました。

本学会は養護教諭という職名を付した唯一の学術団体であることから、会員数の増加に伴って養護教諭教育をテーマとした研究が年々活発になっていました。特に、昨今は大学院の修士課程や博士課程に入学する現職養護教諭が増加傾向にあり、大学で養護教諭教育をテーマとした研究を行う教員や大学院生も徐々に増加しています。

ところが、本学会会員からは、「養護教諭にかかわるテーマで科学研究費に応募したいが、該当する細目が見あたらない。養護教諭は教師なので教育学かと思っていたが、キーワードが違う。どの分野に出すとよいのか?」「何度も教育学で応募しているが今一步のところで採択されない。細

目ごとのキーワードを見る限り、養護教諭の内容はないので当然のことと思う。養護教諭に関する細目を設けるように学会から要望してほしい。」などの声が寄せられるようになりました。

そこで、今期の学会活動では、「養護教諭の専門性を支える学問や専門領域の構造化」、「研究手法の開発」などの取り組みを進めて、「系・分野・分科・細目表」に掲げるべき内容（キーワードレベル）の検討を始めているところです。

今後も研究成果を公表し検証し共有する場として、本学会の役割はますます重要になると思いますが、各々の研究を充実させるためには科学研究費の助成が大きな意味を持つことは言うまでもありません。何卒、本学会の研究分野に相応する養護教諭教育に関する新たな細目を立てていただくこと、あるいはそれに準じる措置として既存の細目において適するキーワードを明示することについてご検討下さいますようお願い申し上げます。

#### （具体的な改善案）

参考データに示すとおり、これまで「養護教諭」に関する研究は様々な分野で申請され採択されてきました。これは、固有の分野や核となる分野が明確ではないゆえの結果と言えます。また、近年は「地域・老年看護学」での採択がなされていますが、養護教諭は学校教育法に規定されている教育職員であることをふまると、教師としての専門性について審査できる研究者が指名されるような分野の設定や、申請者にわかりやすいキーワードの提示（このことについては、ご質問をいただければご回答させていただきます）が必要です。よって、具体的な改善策として、下記のご検討をお願い致します。

- 人文社会系「社会科学」分野の分科「教育学」の中に、細目として「養護教諭教育」あるいは、これに準じた表現として「養護学・養護教育学」を設ける。

- 総合・新領域系「総合領域」分野の中に、分科として「養護教諭教育」あるいは、これに準じた表現として「養護学・養護教育学」を設ける。

#### （参考データ等）

●KAKEN(科学研究費補助金データベース)において、養護教諭をキーワードとした検索を行い、これまでの採択課題の研究分野を分析した結果を示します。

1) 1990年度以降に採択された研究のうち、「研究課題」に養護教諭という言葉があるもの、「研究対象」の中に養護教諭が含まれているもの、「研究者」が養護教諭であるものは計311件であった。

2) このうちで、「研究課題」に養護教諭という言葉がある研究の「研究分野」について、採択された初年度で整理した結果が下記である。なお、1990年～1992年の採択は0件だったので掲載していません。

採択初年度	教育学・教育社会学 (教育学) (教育・社会系心理学)	健康・スポーツ科学	地域・老年看護学	境 界 医学・社会医学・看護学等 (医学)	生活科学	応用健康科学	社会学・心理学 (心理)	保健体育 (医学・保健体育)	教育工学
2010 5件	1	2	1	1					
2009 4件	2		1		1				
2008 5件	2		3						
2007 2件	1		1						
2006 3件			1			1	1		
2005 3件			1			1	1		
2004 3件			1				1	1	
2003 0件									
2002 2件									2
2001 5件	3						1	1	
2000 2件							1	1	
1999 2件	1								1
1998 1件								1	
1997 2件	2								
1996 2件				1				1	
1995 2件							1	1	
1994 0件									
1993 1件							1		

3) 「教育学」等の分野での採択が散見されるが、その半数は教育学研究者であり、養護教諭教育の研究者ではない。「心理学」等での採択は研究課題に心や適応などの語句があるものである。2004年度以前は「保健体育」で採択される傾向があった。近年は、「地域・老年看護学」での採択が続いているが、これらの研究者は看護学の研究者が主である。

関連する主たる分野 「人文社会系」の「社会科学」分野の「教育学」分科、または、「総合・新領域系」の「総合領域」分野

## 9) 中央教育審議会「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（審議経過報告）」に対する意見

文部科学省初等中等教育局教職員課 御中	2011年7月29日 日本養護教諭教育学会 理事長 後藤 ひとみ
<b>教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（審議経過報告）に対する意見</b>	
<b>1. 教員養成の在り方</b>	
<b>(1) 教員養成の改革の方向性について</b>	
・修士レベル化について 本学会では、修士レベル化の背景や意義について会員の認識を深めるべく機関紙「ハーモニー」等で話題提供してきた。養護教諭の資質や力量の形成及び向上に寄与することを目的としている本学会としては、教員養成全体の改革に遅れることなく、同じ組上で養護教諭のことが議論されること、本学会を含めた関係団体（日本養護教諭養成大学協議会、全国養護教諭連絡協議会など）の意見が十分に反映されることを要望したい。 また、下記項目で述べるとおり、養護教諭に関する養成および研修については制度上の課題があることから、修士レベル化といった新たな教員養成について検討する一方で、現行の問題に対する早急な改善をお願いしたい。 なお、修士レベル化を含む養護教諭の資質能力向上をテーマとした研究課題を設定するなどして、今後の養護教諭養成における学術的な根拠を提示すべく、養護教諭を冠している唯一の学会として取り組んでいただきたい。	
・教職大学院や機材の修士課程等の在り方について 養護教諭の専修免許状取得が可能な既設の修士課程には教育系・看護系・学際系などがあり、教諭に比べて多様である。「開放制」による大学の特性があるとはいっても、養護教諭の専門性として一定の資質を保障するような新たな基準の検討が必要である。また、教職大学院は必ずしも養護教諭向けの課程として整備されているわけではないことから、養護教諭の質保証も視野に入れた実践力育成のための大学院として充実していただきたい。学会は、これらの大学院での学びを公表する場を提供することで、養護教諭や養護教諭を目指す人の学習意欲向上に努めたい。	
・教員養成のカリキュラムについて 中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」（平成20.1.17）では、養護教諭が学校保健活動の推進にあたって中核的な役割を果たしていること、コーディネーターの役割が期待されていることを述べている。今後も、これらの役割を担うための資質能力を育てるカリキュラムが必要であり、とくに「養護に関する科目」における質保証が重要である。 しかしながら、教育職員免許法で規定されている「養護に関する科目」のうち、養護教諭固有の科目は「養護概説」と「健診相談活動の理論及び方法」の2科目しか位置づけられていない。これに、教諭免許状（保健体育・保健）の取得においても履修する「学校保健」を加えた3科目だけでは、現代的な健診課題に対応した専門的な科目構成になっているとは言えない。よって、抜本的な改正が必要である。	
・教育実習の在り方について 実践的指導力を身につける上での教育実習（養護実習）の意義については、本学会における共同研究等の既発表データによっても示されている。しかしながら、臨地での学びには指導者の力量が関与することから、より質の高い教育実習（養護実習）を保証するためには、教育実習の期間や内容の検討に加えて、教育現場で直接の指導にあたる養護教諭の力量形成が重要である。このことは、本学会の研究課題の一つとして位置づけていくが、各大学や教育委員会の課題としても位置づけていただきたい。	
<b>(2) 教育課程の質の保証について</b>	
現行の課程認定において、「養護に関する科目」の読み替えが行われており、一定の質を保証する制度にはなっていない【資料1、資料2添付】。教職科目や教科教育科目と同様に、養護教諭の専門性を担保する上で非常に重要な「養護に関する科目」に対する厳密な課程認定が必要である。そのためには、授業内容はもとより、授業担当者の適性をはかる基準を設けていただきたい。現行の教師課程認定基準では、養護教諭の教師課程に配置する必要専任教員数のうち、「養護に関する科目」については3人以上とされているが、このうち、科目「看護学」には専任教員を1人以上置かなければならぬと規定されており、養護教諭免許に固有の科目である「養護概説」や「健診相談活動の理論及び方法」、または「学校保健」に関する専任教員の配置については規定されていない。よって、これらの養護教諭固有の科目を担当するにふさわしい人材の規定を明文化していただきたい。	
<b>2. 教員免許制度の在り方</b>	
<b>(1) 教員免許制度の改革の方向性について</b>	
教員免許制度と研修制度を一体化して、教職生活全体を通じて教員の資質能力向上を支援する制度へと改革することについて賛同する。ただし、基礎免許状、一般免許状、専門免許状を付与する方向性については、教諭と同じ組上で議論していただき、本学会を含めた養護教諭関係団体（日本養護教諭養成大学協議会、全国養護教諭連絡協議会など）の意見を十分に反映していただきたい。	

<p>その他、養護教諭の免許制度においては、保健師免許取得者が申請によって養護教諭2種免許状を取得できる規定があることから、「養護に関する科目」も「教育に関する科目」も学ばずに免許状取得を可能とする制度は教育職員である養護教諭の質を担保する上で大きな問題である。よって、廃止を含めて見直していただきたい。</p>
(2) 教員免許状の種類について
専門免許状の区分については、例示として学校経営、生徒指導、進路指導、教科指導などがあげられているが、今後の例示に際しては、学校教育の基盤である「学校保健」も加えていただきたい。
(3) 教員免許更新制について
(4) 教員免許状の区分について
本学会では、2003年度総会において、「養護教諭とは、学校におけるすべての教育活動を通して、ヘルスプロモーションの理念に基づく健康教育と健康管理によって、子どもの発育・発達の支援を行う特別な免許を持つ教育職員である。」と決議した。特別な免許という表記には、日本独自の教育職員免許法によって取得するという意味に加えて、すべての校種に適用できるという意味もある。養護教諭は一校一名の配置が大半であるため、校種を超えて活躍できる資質を担保する必要がある。よって、現行のままで充実をはかるのがよい。
3. 採用と学校現場への多様な人材の登用の在り方
4. 現場研修の在り方
(1) 初任者研修について
現行の教育公務員特例法では、初任者研修や10年経験者研修の対象である「教諭等」に養護教諭が明示されていないため、教諭と同様に制度化された研修にはなっていない。よって、同法に「教諭・養護教諭等」と明記することで、初任者研修等の充実をはかっていただきたい。また、教員全体に対して、初任者研修の内容に「学校保健」や「保健室経営」を盛り込み、子どもの心身の健康と安全（とくに危機管理）や教師自身の心身の健康管理、保健室の役割についても学ぶ機会を設けていただきたい。
(2) 国や任命権者が行う様々な研修の在り方について
教員の研修について、教職生活全体を通じた制度として支援していく方向性に賛同する。養護教諭も教諭と同様に研修制度の見直しを行い、現職教員研修の充実を図っていただきたい。とくに、本学会は大学院修了者の研究発表の場として活用されているが、「大学院修学休業制度」による修学を希望しても休業が許可されないケースもあり、養護教諭の研修機会保障には課題がある。
また、近年、教育委員会や教員研修センターに養護教諭経験者が配置されつつあるが、養護教諭の研修を計画する人材が未だ配置されていないところもある。養護教諭独自の研修計画を立て、その運用にかかわることのできる養護教諭経験者の配置を検討していただきたい。
(3) 校内研修や自主研修の活性化について
校内研修や自主研修の活性化は望ましいことである。とくに学校保健安全法に規定されている「健康相談」、「保健指導」、「危機管理」などに関しては、養護教諭と他の教職員との連携が重要であるため、校内研修の充実が求められる。しかしながら、一校一人配置が大半である養護教諭の場合、校内での同職種との研修機会は乏しいことから、複数配置を推進するとともに、地区レベルでの養護教諭集団の研修機会を保障していただきたい。また、新たな免許制度によって専門免許状の授与が行われるときには、学会で行う実践発表などの自主研修を評価するような制度設計をしていただきたい。
5. 教育委員会・大学等の関係機関の連携・協働について
子どもたちの心身の健康をまもり、育てていく養護教諭にとって、教育委員会や大学等による支援は欠かせない。本学会は、養護教諭と大学教員と教育委員会関係者を中心に構成されていることから、今後も、養護教諭の資質向上と力量形成のために、学会活動を通して教育委員会や大学等との連携や協働に努めていきたい。
6. 当面取り組むべき課題について
(1) 管理職の資質能力の向上について
中教審答申（平成20.1.17）で指摘されているように、学校保健活動の推進において中核的な役割を担い、コーディネーターとしての役割が期待されている養護教諭の能力をいかし、管理職登用の道を一層広げていただきたい。
(2) 幼稚園教諭の取扱いについて
(3) 特別支援教育の取扱いについて
7. その他
今回の審議経過報告では養護教諭に特化した記述はなされていないが、教育職員である養護教諭の特質をふまえた議論を教諭と同様に進めいただきたい。
また、教育現場の実態と養護教諭の役割を鑑み、学校教育法附則第7条における「当分の間、養護教諭を置かないことができる」の規定は撤廃していただきたい。さらに、同法第60条第2項において、高等学校では「養護教諭を置くことができる」との規定は、学校保健活動の中核的役割を担っている養護教諭の存在意義をふまえて、校長・教頭・教諭同様に「置かなければならぬ」と改正する必要がある。同様に、高等学校設置基準第9条の「養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない」という規定も改正し、合わせて「生徒の養護をつかさどる職員」という表記を削除することで、高等学校における養護教諭の配置制を実現していただきたい。

## 10) 中央教育審議会「教職生活全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(審議のまとめ)」に対する意見

文部科学省初等中等教育局教職員課 御中	2012年5月15日 日本養護教諭教育学会 理事長 三木 とみ子
<b>教職生活全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(審議のまとめ)に対する意見</b>	
はじめに 一審議のまとめに対する本学会意見のスタンスー	
<p>○本学会は「養護教諭」の名称を冠とした全国規模の学術団体である。学会は研究と研修を通してその成果を公表する場である。また、日々の実践を省察し、理論と実践の往還を行い、教員の資質能力の総合的な向上方策として学会が果たす役割は大変大きいと考えている。</p> <p>○審議のまとめの改革の方向性として教育委員会と大学との連携・協働し、教職生活全体を一体とした仕組みを作り学び続ける教師を確立する考え方、また、教員養成の修士レベル化、免許状の種類等々改革の方向性に賛同する</p> <p>○この審議のまとめは、特に「教諭」あるいは「養護教諭」等職種の名称は使われていない。よって記述内容は教員としての養護教諭にも共通するものと捉える。しかし、教員のうちの主として「教諭」を想定して審議されたものと考える。今後、教員である養護教諭等職種毎について検討され、教諭と同時期に改革されることを強く要望し以下の意見を申しあげる。</p>	
これから教員に求められる資質能力 (P2)	
<p>これから教員に求められる資質能力として2Pに示された三点に賛同する。特にこれらは修士レベル化のための必要な資質能力とは限らず、教職全体を通じて求められる実践的指導力であり教職生活のどの段階でも不可欠な資質能力である。すなわち学部レベルで確実に身につけておくべき内容が多い。例えば、コミュニケーション力等は学部において日々の授業や学生生活で自ら主体的に学び身につくよう環境整備が必要である。とりわけ、同僚や管理職等の教職員や保護者、学校医等とのコーディネーターの役割を果たす養護教諭は従来以上にコミュニケーション力が必要である。</p>	
教員養成の改革の方向性 (P4)	
<p>「教員養成を修士レベル化し教員を高度専門職業人として明確に位置づける」ことに基本的に賛同する。その際、次の点を考慮されたい。</p> <p>①先の中央教育審議会答申で指摘されたように養護教諭は学校保健活動推進の中核的役割や関係職員のコーディネーターの役割、さらに保健室は学校保健活動のセンター的役割を担うことから養護教諭の専門性を根底に時代にあった資質能力を担保することが不可欠であること。</p> <p>②養護教諭の資質を担保する免許制度（教育職員免許法第5条）について以下の課題解決が不可欠であること。（同施行規則9、10条は後に述べる）</p> <p>○養護教諭二種免許を保健師免許者が申請によってのみ取得可能となっており、時代に即応した教育職としての養護教諭の資質担保がその出発点から保証されるとは言えず今回のまとめの趣旨から課題があること。</p> <p>○修士レベル化を検討する際に現在の2種免許取得者の資質を担保する上での課題の検討が不可欠であること</p> <p>③修士レベル化に伴って、その教育を担う担当者の問題が残される。とりわけ、養護教諭の場合は現行の課程認定においても専門科目の担当者に関する規定や審査基準が曖昧であるため、これらの問題を解決しないままに修士レベルの教育を保障することはできない。早急に課程認定における専門教員の規定を改正し、養護教諭の専門性を教育する上で核となる人材を配置するように明示すべきであること。</p> <p>④「一般免許状は学部4年に加え1年から2年に程度の修士レベルの課程」</p> <p>教職大学院（修士課程、学修プログラム）での学修を標準とする。」について養成期間延長に関わる経済的負担がかなり大きな問題である。とりわけ私学生の保護者負担増加深刻な課題であることに留意されたい</p>	
教員免許制度の方向性 (P9)	
<p>①「専門免許状（仮称）学校経営、生徒指導、教科指導、特別支援教育・・・等特定分野に関し・・高い専門性を身につけたことを証明する。」この区分に「学校保健（安全）」「健東教育」を追記して頂きたい。理由は「生きる力」の基本である心身の健康・安全分野は今後の教育に不可欠である</p> <p>②この場合の養護教諭については、「保健室経営、保健指導、健東相談活動を含む健康相談、保健組織活動」等の分野の高度な専門性を証明することについて検討して頂きたい。</p> <p>③「学位取得とはつなげない」とあるが現在の大学院においても高度専門職業人養成の修士課程で学位取得できている現状から何らかの措置を講じ学位取得につなぐ方策を検討して頂きたい。</p>	
学校種、職種毎の教員養成の制度設計 (P10)	
<p>「・・詳細な制度設計を行う際には学校種、職種の特性に配慮することが要である」に賛同する。特に養護教諭の免許取得は多様であり、学び続ける子ども達の健東課題や母代の要請に応える専門性を担保するための養護教諭免許制度を抜本的に見直すことの検討をお願いしたい。</p>	
教育委員会・学校と大学の連携・協働 (p11) 及び初任者研修の改善(P18)	
<p>大学教育委員会と連携した研修の充実が図られていることに賛同する。しかし、護教諭の場合教育公務員特例法では養護教諭を教員と位置付けながらも、初任者研修や10年経験者研修の対象となる「教諭等」には位置付けていないという齟齬があり、現行の研修制度において教諭と養護教諭との間に差を感じさせている。その一方で、教員免許更新制度は教諭と同等に進められ、新たな改革が進む中で旧来の問題（教特法における研修の位置付け、課程認定の規定など）が今後の課題になることが予想される。よって新たな改革に踏み込む前に旧来の問題を早期に解決すべきである。</p> <p>②教育委員会や大学等との連携を進めるためには、養護教諭の専門性に通じている人材を配置する必要がある。現行では、すべての教育委員会や教員研修</p>	

センターに養護教諭の研修を企画できる人材が配置されているわけではない。と同時に、養護教諭免許状を取得できる大学であっても養護教諭の実践や研究を専門に行っている教員は少ない。これらは、学部教育における課程認定の基準（特に専門科目を担当する教員の規定）の問題や、教科法における現職研修の規定の問題から生じている。よって、「学び続ける教員像」の確立にむけて、教育委員会や大学に養護教諭の専門性を通じた人材を配置するような改革が必要である。

#### 教員養成カリキュラムの改善（P12）

教職実践演習の充実や教科に関する科目と教職に関する架橋を推進することに賛同する。養護教諭の場合のカリキュラム改善についても先に述べた制度（教育職員免許法第5条）設計の改善とあわせ、時代に合った養護教諭養成カリキュラム（同施行規則9、条、10条）の改善が不可欠である。

○養護教諭養成カリキュラムは「養護に関する科目」に養護教諭の専門性を担保する科目としては「養護概説」「健常相談活動の理論及び方法」に限られている。先の中央教育審議会答申（平成20年）「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」に以下の内容が示されている。

○養護教諭の職務役割として「健常診断、救急処置、疾病予防等の保健管理保健教育、健常相談活動、保健室経営、保健組織活動」等が提言された。

○さらに養護教諭は学校保健活動推進の中核的な役割、関係職員のコーディネーターの役割、保健室は学校保健活動のセンター的役割を担う等機動的な役割の重要性が指摘された。これらは従来にはない新たな時代に求められた職務や役割であり、すなわち「大きく変わる養護教諭」「大きく変わる保健室」の役割を担う養護教諭の資質能力が必要となる。

○また、学校保健安全法第9条には養護教諭が中心となる保健指導が法規定された。よって、養護教諭養成カリキュラムの内容に、例えば「保健室経営」「健康教育指導法」等時代にあった科目的検討が必要である。

#### 教職課程の質の保証（P13）

P14に記述された「カリキュラムの体系化、履修時期や必要科目の開設、指導力を有する実務経験者の登用等について厳格な審査を行う」に賛同する。

養護教諭養成の場合、養成課程にもよるが学校における養護実習が極端に少ない例も見られ、採用されてからの実践力に大きな支障をきたしている例も見られる。

#### 教職大学院の拡充（P14）

○P14に次の記述がある。「今後は、これまでの教職大学院の成果を踏まえつつ、様々な学校ニーズにも対応できるよう、教職大学院の制度を発展・拡充させる。」「現在、教職大学院の設置されていない都道府県においては、大学と教育委員会との連携・協働により、教職大学院の設置を推進する」との記述がある。○「実務家教員については、学校現場での最新・多彩な経験を有するだけでなくこれを理論化できる基礎的な素養を有する必要専任教員数の見直しなどの検討。」○また、「教職大学院修了者について初任者研修の一部免除、教員採用選考における選考内容の一部免除、採用枠の新設」「教員採用試験合格者の名簿登載期間の延長等の学びやすい環境を整備」等の記述について趣旨に同感するが様々な課題がある。記述にもあるが「学びやすい環境整備」が最大の課題である。例えば次のような課題が想定されるので是非検討して頂きたい。

①各都道府県毎に教育委員会と連携する場合、多くの国公私立の大学を視野に十分な連携が可能であるか。

②採用試験の一部免除等により求められる確かな教員の資質能力が担保できるか。これらの課題についても検討して頂きたい。また、養護教諭についても教職大学院で学びやすい環境の整備を是非お願いしたい。

#### 国公私立大学の一般の修士課程の見直し（P16）

「中・高等学校教員の養成については、国立教員養成系以外に国公私立大学の一般的修士課程の役割が大きい。」との指摘があるが養護教諭養成における国公私立大学修士課程の果たす役割も大きい。また、今後、指摘にあるように学校現場のニーズにあう養護教諭の修士課程の体制の整備が求められる

#### 採用試験の在り方（P18）

教員の資質は養成・採用・現職研修の一連を通してその資質向上を図る観点から特に採用の在り方についてP19の記述に基本的に賛同する。しかし、必ずしも、採用時に現場において職務に支障のない最小限必要な資質を有した教員が採用試験に合格しているとは言いがたい現状が見られる。

養護教諭についても採用時に「健常診断」「救急処置」「保健室経営」「保健指導」「健常相談活動」「学校医等と連携する健常相談」等子ども達を目の前に著しく支障のない資質能力を持った人材を採用するように改善すべきである。これは養成段階でも同様である。

#### その他

養護教諭は、昭和16年に教育職員としてその制度が確立してから70年経過した。審議のまとめにもあるように教職生活全体を通して学び続ける養護教諭として時代にあった養成制度の抜本的改善をお願いしたい。

本学会は養護教諭の日々の実践を理論化して養護教諭の養成、現職研修に寄与してきた。すなわち教員の資質向上に「学会」の果たす役割についても記述して頂きたい。

## 5. 学会の諸活動を支える基盤

### 1) 会員数の変化

1992 年度の会員数は 46 名であったが、2012 年度には 700 名となり、約 14 倍になっている。日本各地で学術集会を開催することで、会員数を伸ばすことができたと言える。しかし、日本全国には 4 万人以上の養護教諭がいるので、今後も学会活動の充実を通して、会員増を図っていく必要がある。

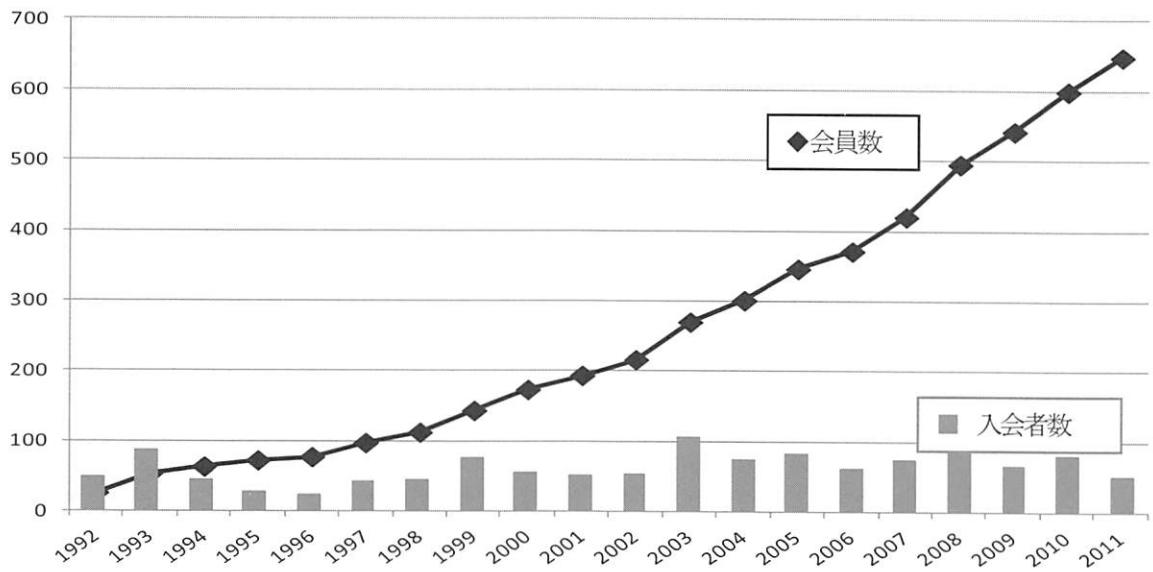


図1 会員数の変化

### 2) 学会活動費目の変化

#### ①収入

会員増に伴い年々増加している。収入費目も徐々に増えており、賛助会員は 997 年度より規定はあったが、2000 年度に初めて入会があり、その後横ばいとなっている。団体会員は大学の図書館から「学会誌を定期購入したい」との要望があったため、書館に置かせてほしいと要求があったため 2004 年に規約改正を行い学会誌を送付しているもので、年々入会団体は増加している。

学会誌販売による収入は、2006 年度を境に減少している。それ以前は、学会誌販売も収入源であったが、学会誌は会員のためのものであること、学術刊行物に申請するには学術性が問われることから、2006 年度以降は販売用の印刷は行わないこととした。そのため、それ以後は減少している。雑収入の 2010 年度以降は、日本著作権協会に登録したことによる学会誌論文のコピー代である。

#### ②支出

学会活動の活発化や事業増加に伴い費目と共に増加している。学術集会（発足時は研究大会）補助費は学会当初より支出しており、1994 年度～1997 年度は調査研究費という費目で理事会が中心となってテーマを設定し班員を募っていた。1994・1995 年度は養護実習研究班、1996 年度は養護実習・複数配置研究班に、1997 年度は複数配置・相談活動研究班に充てたが、会員側の自主的なテーマに助成を求める傾向が見られてきたため、1998 年度からは費目名を研究助成金に変更した。理事が関わりながら調査した形から、広く会員に研究テーマを求める形、すなわち会員の活動を支援することに重点を置くように変化してきたといえよう。

2004 年度から 2006 年度の検討プロジェクト助成金は、「養護教諭の専門領域に関する用語の検討」のプロジェクトを設置したことによる。2007 年度からは理事に学会活動担当を設け、学会活動費として充てることとなった。これは、専門用語の検討も含め、養護教諭を取り巻く様々な課題に対応することを目的としたものである。そのため、年々支出は増加している。

学会誌編集は学会にとって重要な事業であり、第 1 巻発刊の 1997 年度からかなりの割合を占めている。2011 年度から編集費が増えたのは、念願の年 2 回発刊となつたためである。今後の学会活動や事業の充実にむけては年会費の増額についても検討する必要があるだろう。

(山崎隆恵)

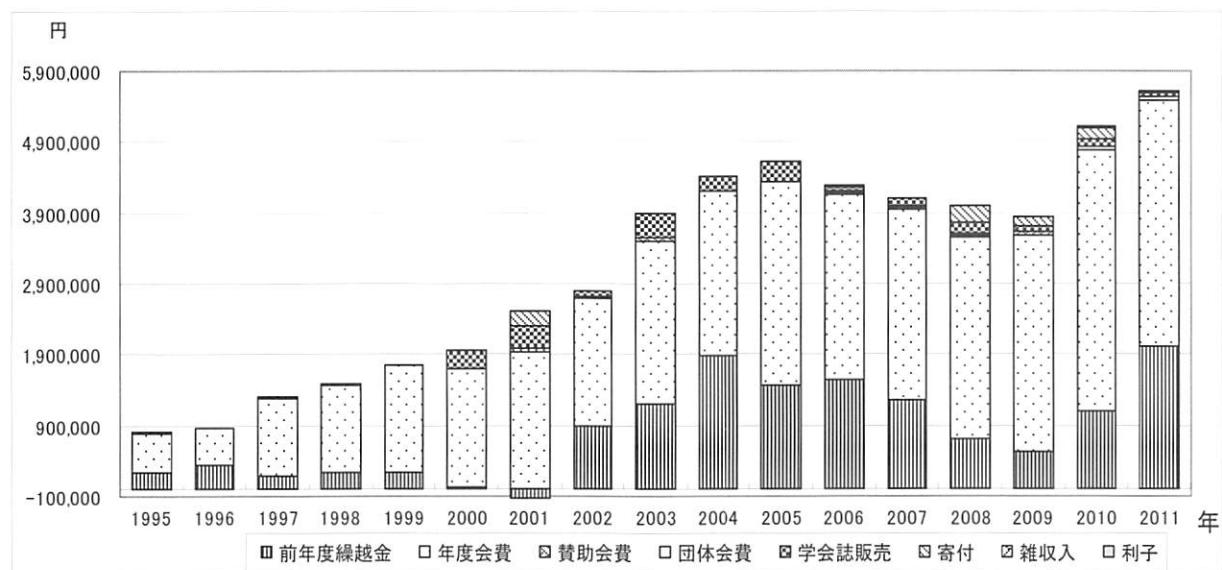


図2 日本養護教諭教育学会収入の年度推移

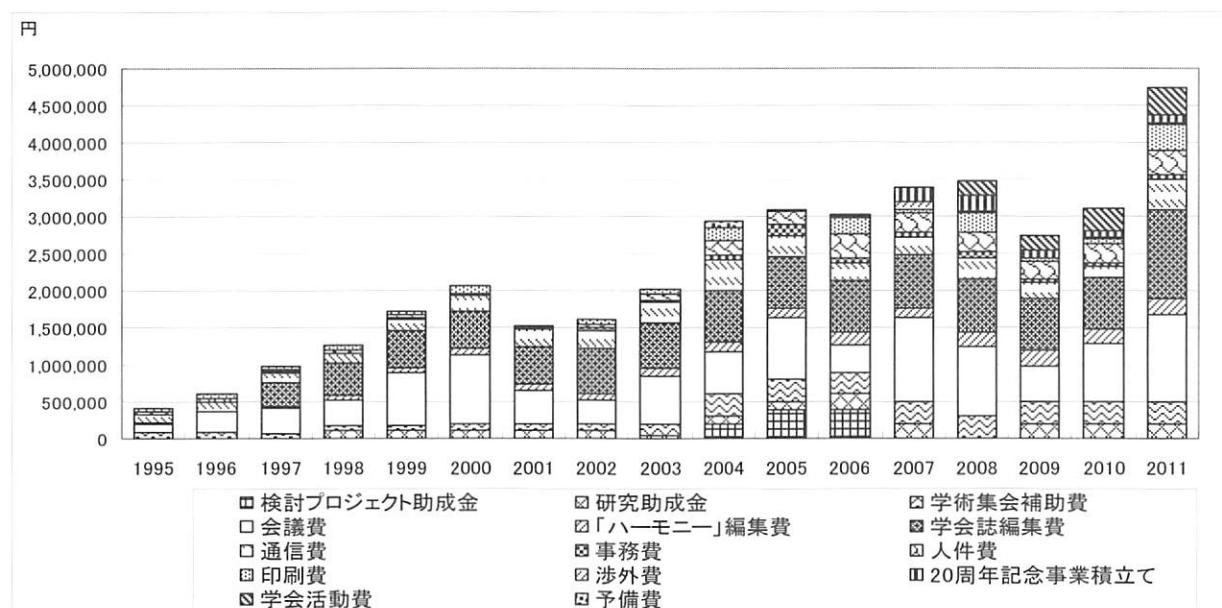


図3 日本養護教諭教育学会支出の年度推移